

第4回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事次第

平成29年6月13日(火)
16:00~18:00
官邸3階南会議室

1. 開会
2. カジノ施設・機器の規制について
 - ・ カジノ施設の数・規模、カジノ施設の構造・設備に関する規制について
 - ・ カジノ関連機器等の基準、型式検定、指定試験機関に関する規制について
3. カジノ事業活動の規制について
 - ・ カジノ行為（ゲーミング）に関する規制について
 - ・ 金融業務の規制について
 - ・ カジノ施設内関連業務の制限について
 - ・ 内部管理体制の整備義務について
 - ・ 約款の認可について
 - ・ 業務委託の制限について
 - ・ 従業者の確認・届出について
4. 閉会

《配布資料》

- 資料1 諸外国におけるカジノ規制について（美原委員説明資料）
- 資料2 ゲーミングに係る内部統制について（丸田委員説明資料）
- 資料3 カジノ施設・機器の規制及びカジノ事業活動の規制について

諸外国におけるカジノ規制について

第4回:特定複合観光施設区域整備推進会議

(6月13日)

美原 融

(大阪商業大学教授)

諸外国におけるカジノ規制の特徴

各国固有の規制と制度
(国、地域毎に異なりうる)

賭博行為は明らかにサービスの提供。但し、公序良俗を保持し、国民を保護することは国家の専権。国による規制や課税権は、国際条約や共同市場の対象外。

- WTO-GATS(サービスの貿易に関する一般協定):「賭博行為は”その他のサービス”」。但し、公序良俗・社会秩序の維持に関する法的管轄権は例外。
- EU条約第49条(域内サービス供給の自由):賭博行為は例外的に各国が法的管轄権を保持。
- 米国連邦憲法第10改定(連邦政府権限の制限):賭博行為の管轄許諾権は州政府。

遊びの用具やルールは共通化、
共通的な規範が存在
(規制の考えは収斂する方向に)

さいころやトランプ等の用具、ゲームやゲームのルールの共通化・一般化(どこへいっても同じようなゲームが楽しめる)。

国際的な拘束力のある規範や条約の対象外となる分野。地域特有の文化、歴史、社会に根ざし、地位固有の管轄権や課税権が存在。一方、賭博行為に関する規制の考え方は段階的に収斂していく方向に。

供給の量と質の規制はカジノ規制の基本

カジノ規制の基本

- 市場に**供給される量と質を規制の対象**とし、コントロールする。
 - ✓ 制限的に認め、確実な政策目的の達成を期する。
- よって、設置地点・施設数に制限を設けることが世界の常識。但し、多様な考え方が存在する。
 - ① 予め設置地点/設置数を定める。
 - ② 一定地域にゾーニング(区域)を設定し、この区域内に限定した数の施設を設ける。
 - ③ 市場に提供される事業者数(ライセンス数)を制限する。
 - ④ 市場に提供される施設数のみを制限する。
 - ⑤ 市場に提供される施設のゲーミングフロアのテーブル機械台数等を制限する。
- 設置地点の選定は地域社会の合意形成の仕組みを伴うことが先進国の最近の趨勢。
- ゲーミングハブ(複数カジノ施設の集合的立地)の可否：
 - ✓ 市場を拡大し、売り上げ増につながる可能性はあるが・・・カジノ施設間の過剰な競争は消費者余剰だけではなく、否定的効果もあるとする議論も存在(→競争制限施策)。

例外(量を規制しない)

- 米国ネバダ州(主体の適格性のみを免許の対象とし、事業者数・施設数・設置地点に原則制限を設けない)。2016年273施設(出所:AGA)
- フランス(避暑地・観光地等一定の要件を満たす基礎的自治体(コミューン)が事業者を公募で選定、内務省がこれを審査し、適格性を満たす場合、免許付与(要件定義はあるが数の制限はない)。2016年199施設(出所:ECA)

量の規制：施設規模規制・施設等規制

全体供給量を施設規模や施設のあり方を通じ、規制し、制限する考え方が諸外国では通例。
(施設総数のみならず、個別施設の規模や施設の在り方をも規制する)

ゲーミングフロア規制：

- 施設規模規制：ゲーミングフロア敷地面積を絶対値としての面積で上限を制限する、あるいは全体複合観光施設面積に対しての一定比率内に上限を制限する、あるいはこれらを組み合わせる(絶対値基準+一定比率基準)施策等。
- 母数としての全体施設の内容や規模のイメージ(施設要件や施設機能要件)がない限り、機能しにくいという難点がある。

テーブル設置数・設置機械数規制：

- ゲーミングフロアに設置される機械・テーブルの台数の上限を設けること等により、結果的にゲーミングフロアの規模を限定するという施策もある。
- 総量規制(増減は認可の対象)により、賭博行為の供給総量を規制するという考えになる。

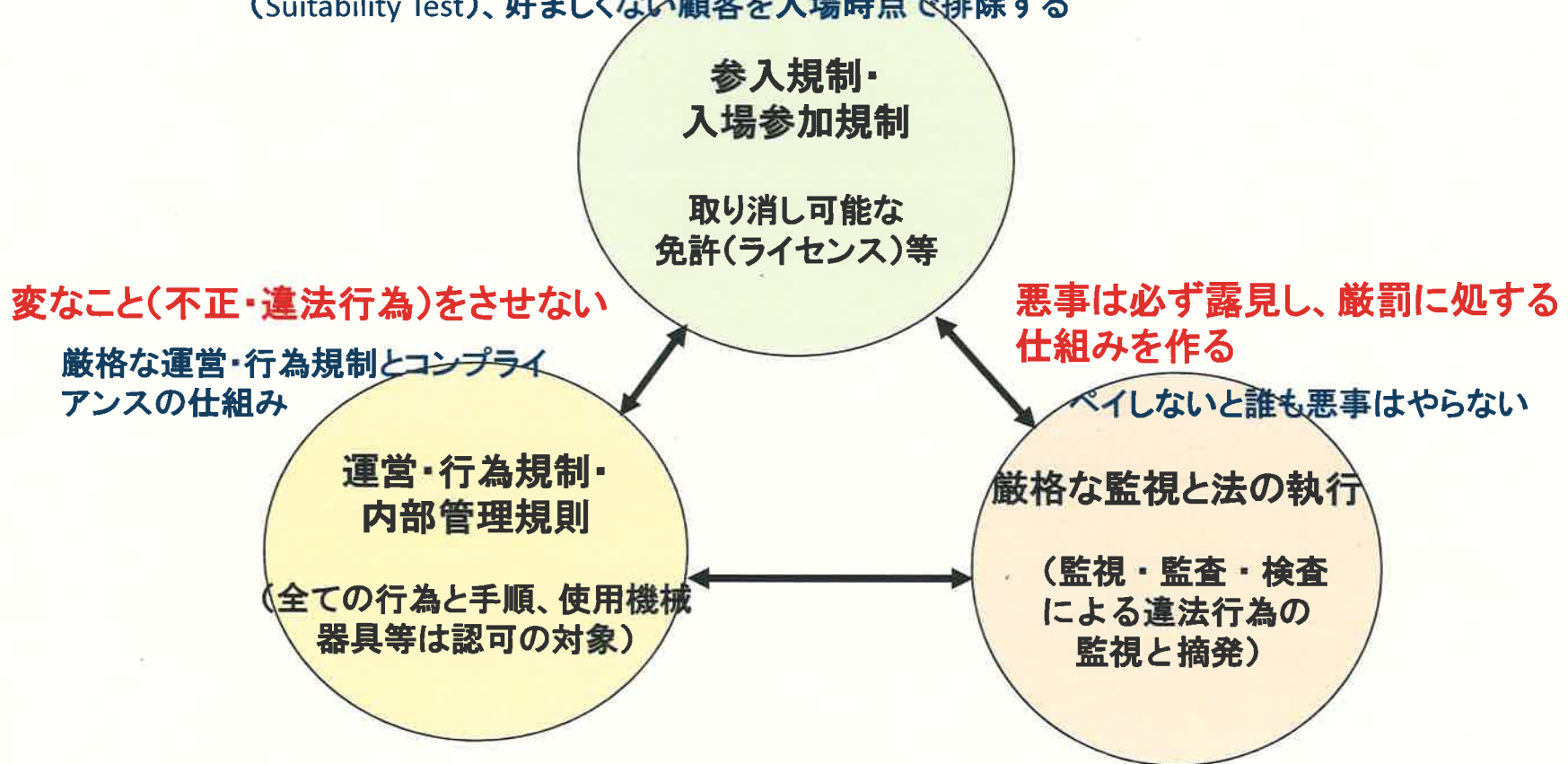
ゲーミングフロア・レイアウト規制：

- どうレイアウトを考えるかは原則事業者の裁量。但し、申請の上、認可の対象。変更も同様(監視や警備の在り方、顧客入退出管理、火災や震災等の退避計画や安全計画等も規制の対象)。監視システム設置義務、画像記録保管義務等が関連する。

質の規制①: 健全性・安全性を担保する三要素

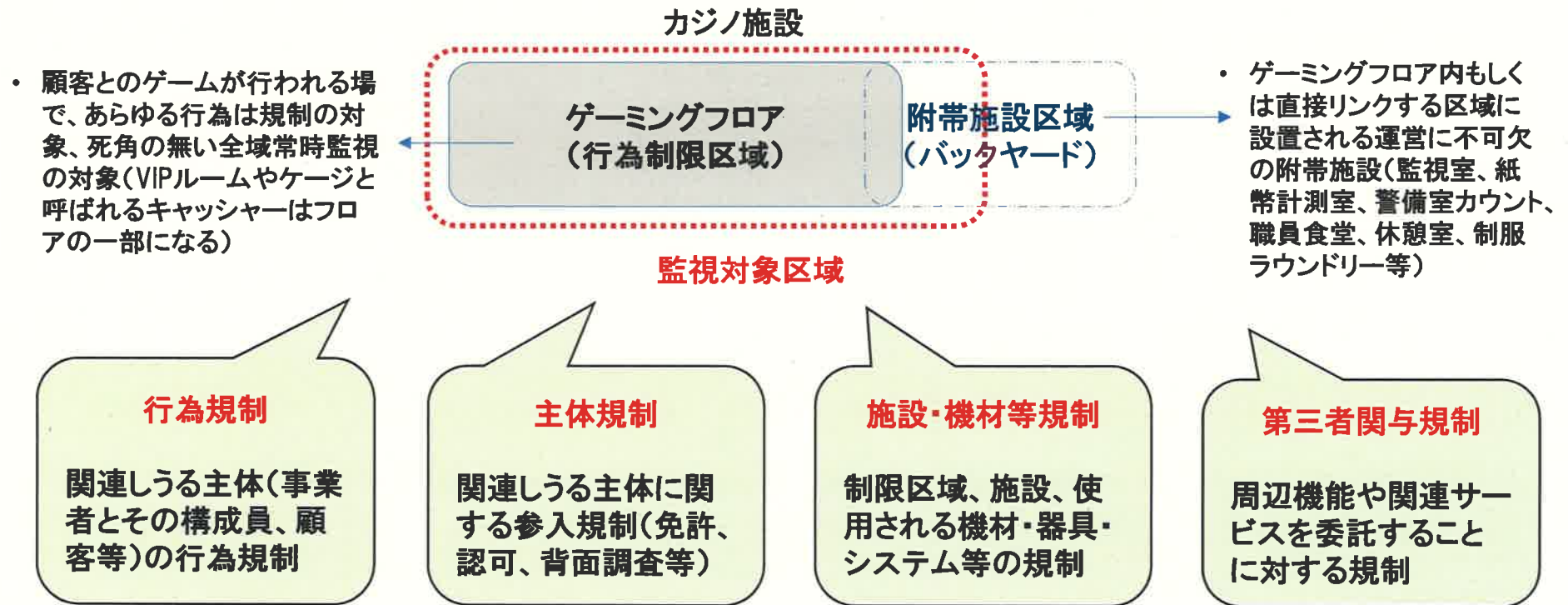
リスクのある主体を入れさせない(内部者も、顧客も)

背面調査により、参入主体の清廉潔癖性を検証し、免許により担保する
(Suitability Test)、好ましくない顧客を入場時点で排除する



質の規制②: 行為規制の考え方

一定制限区域内におけるあらゆる行為は全て規制と監視の対象とする考え方を採用する。

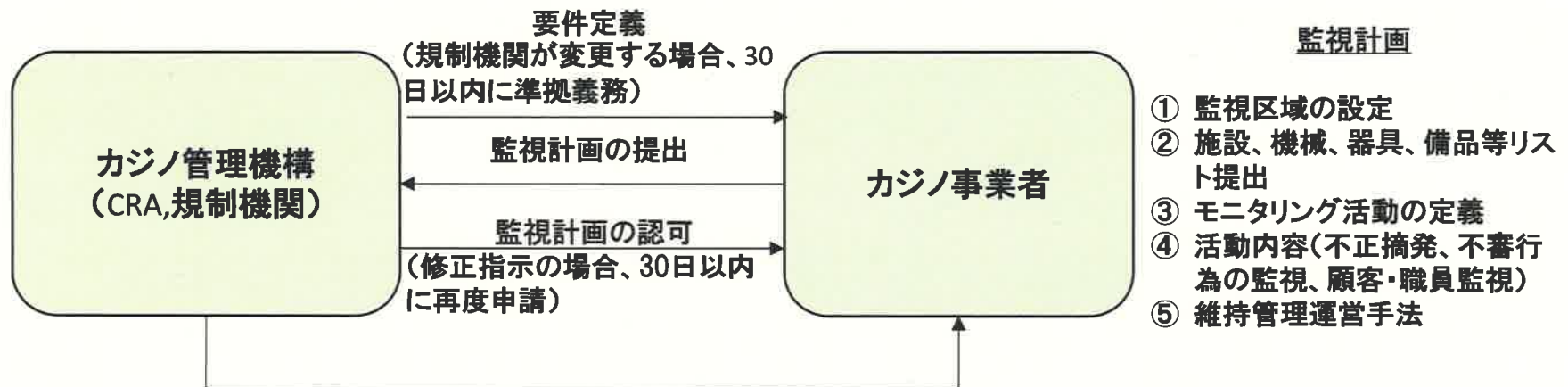


事例：監視制度

事業者による自主管理を基本としつつ、全体を管理・監督する仕組みと規制を設けることが通例。

数千個の固定式・可動式カメラにより、常時ゲーミングフロア、一部バックヤード施設全体や周辺を監視し、不審な行為をチェックする仕組みを民に構築させる。

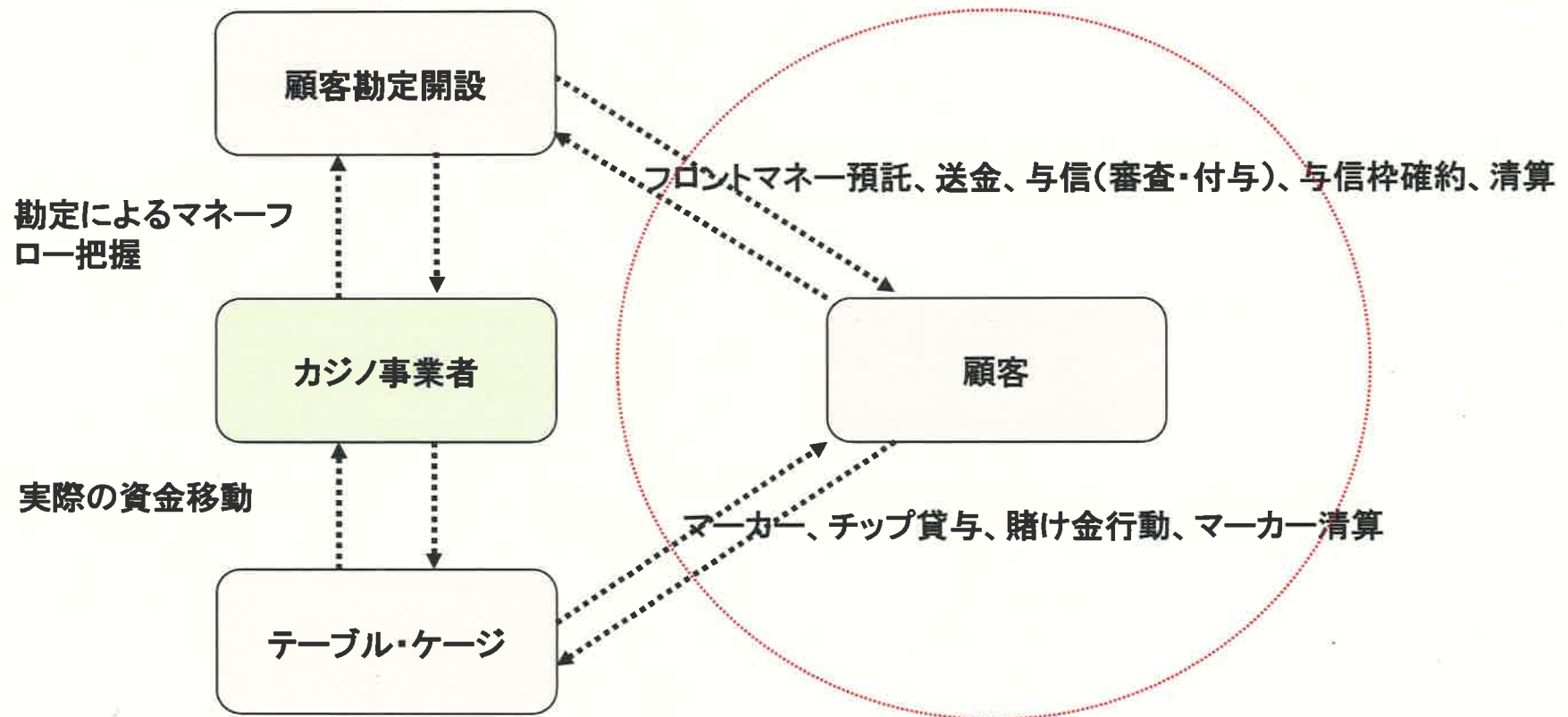
事例：シンガポールCasino Control (Surveillance) Regulations 2009



- ① 一定期間記録保存義務、査察官による映像記録の提出要求・押収権
- ② 規制機関による監視施設の設置権、既存の機械・システムを暫時的に排除できる権利
- ③ 規制機関独自の監視システムを設置できる管理(事業者による協力義務)
- ④ 査察官によるゲーム一時停止権

事例：疑似金融行為

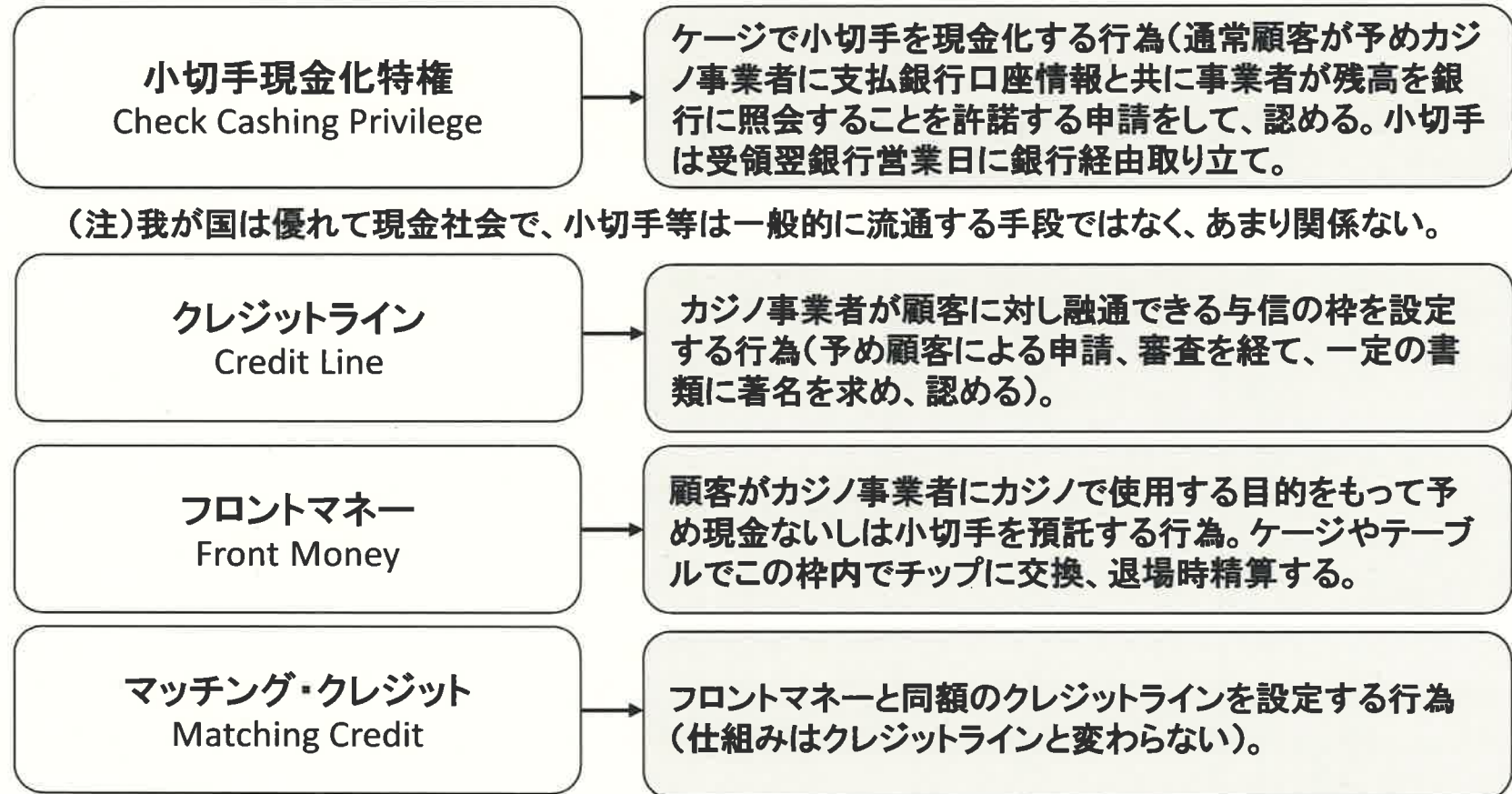
顧客の賭け金行動が複数の固有な手段によりなされ、優れて金融的な行動を含むことがカジノの特色だが、全て規制の対象になる。



FATF勧告(2003年)12項a)によりカジノは疑似金融事業者として金融機関と同等の厳格な規制の対象となる(但し、カジノは金融機関ではない)。

事例：特殊な取引

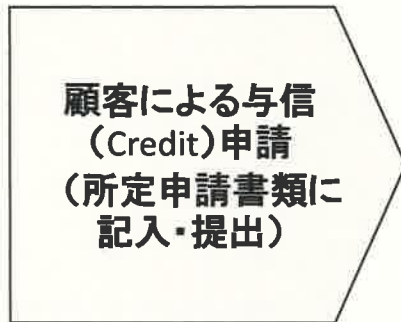
与信(クレジット);チップ供与という形式をとる無金利、無担保貸付行為。但し、用途を制限しない資金貸付とは異なる。チップは遊びのツールで、他の用途には使えない。
(①リスクは高い、②回収できない場合、不良債権化)



事例：与信取引（内部管理の仕組み）

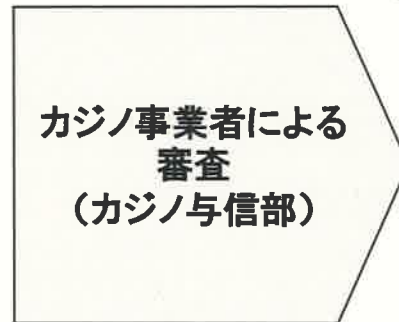
低額与信行為の場合には、銀行残高の確認、過去の債務残高、カジノにおける過去の貸し借り等を第三者機関や銀行より情報を得てチェックし、判断する。
高額の場合、与信付与委員会等企業内組織の決済を必要とすることが多い。

個人情報収集



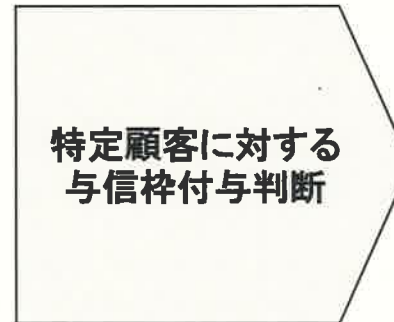
- 氏名・住所
- 生年月日
- 税申告ID番号
- 雇用履歴
- 利用銀行名
- 利用銀行口座番号

与信価値審査



- 銀行照会
- 与信調査会社への照会
- マーケティング部門による与信度確認状

与信付与判断



- 対顧客クレジットラインの設定
- 公的機関発行ID写し要求(個人情報データのコンピュータ登録)

与信供与



- クレジットライン付与契約
- クレジットライン枠内でのマーカー(引き出し確認状)発行
- チップ貸与

如何なるカジノ事業者も固有の与信付与判断基準・許可方針・手順等がルール化されている(主要カジノ事業者はクレジット申請書類をWebで公表している)。

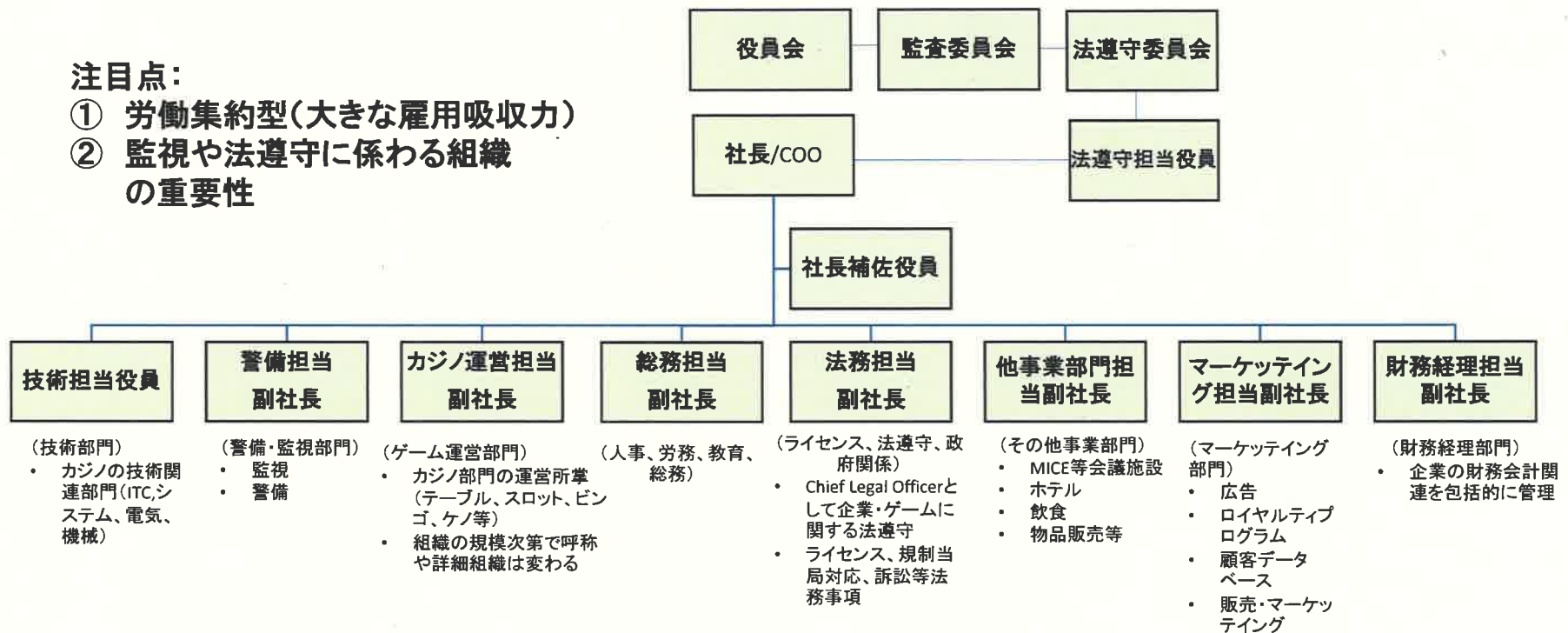
参考: IR事業者・典型的組織

典型的なカジノを含むIR事業者組織図

事業規模の大小により組織は異なる。概ね機能分けした下記の如き考えが組織運営の基本になる
 (注) 具体の企業組織は、組織次第で千差万別であり、固定的な考えがあるわけではない。

注目点:

- ① 労働集約型(大きな雇用吸収力)
- ② 監視や法遵守に係わる組織の重要性

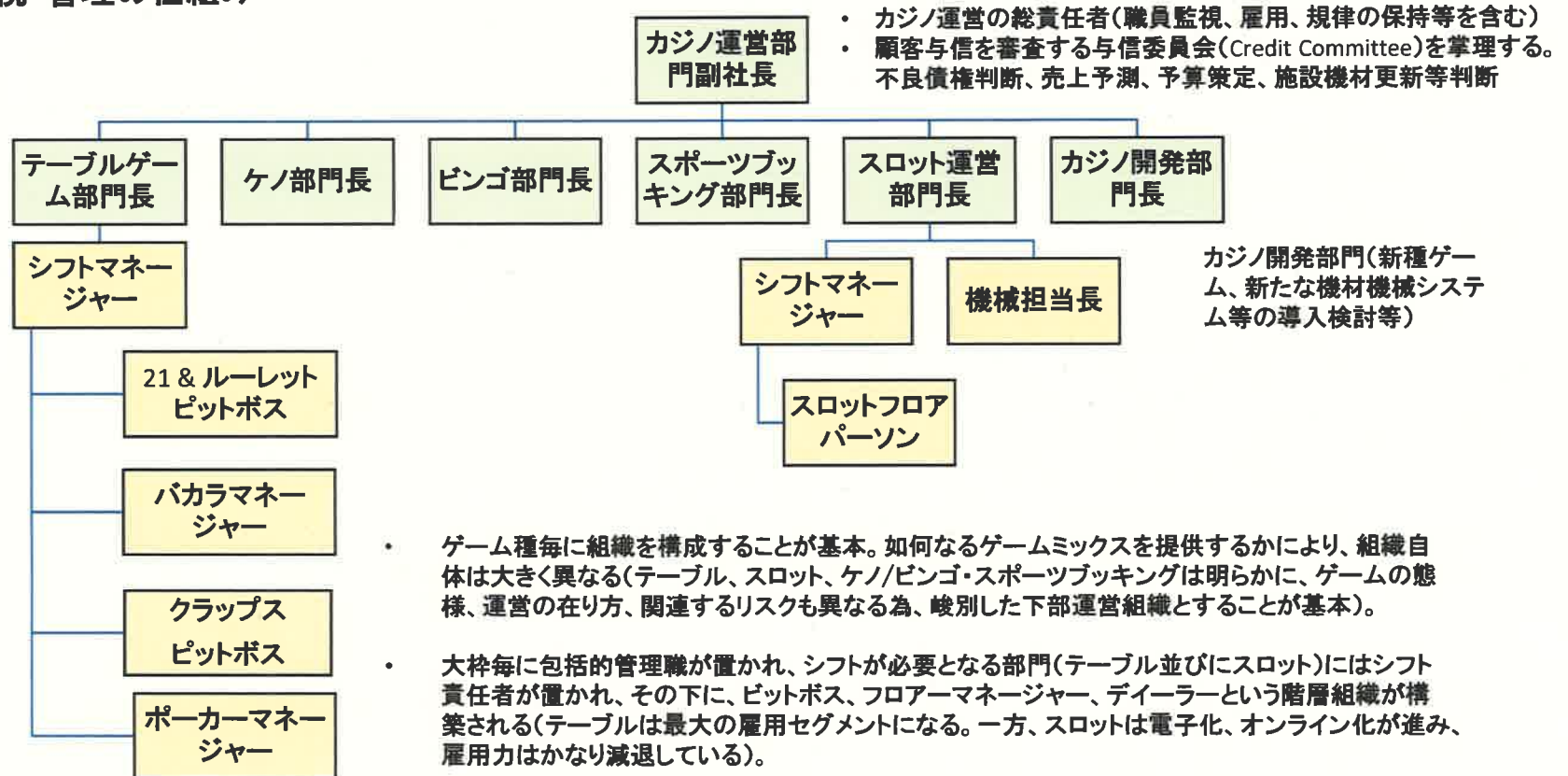


参考: カジノ部門・典型的組織

注目点:

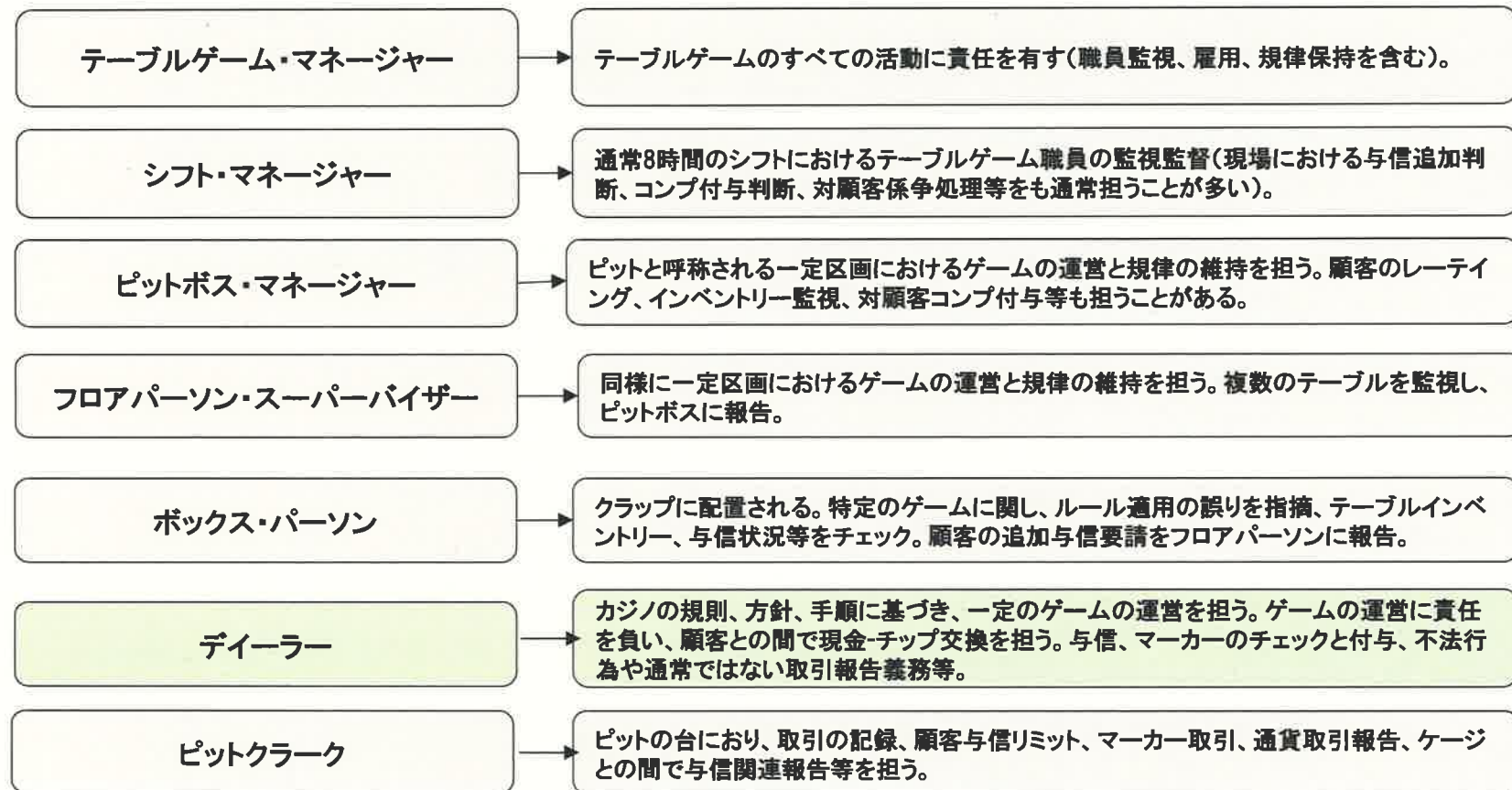
- ① 専門職種の多さ
- ② 監視・管理の仕組み

典型的なカジノ運営部門組織図



参考：テーブルゲーム・職種

テーブルゲーム部門は労働集約的でかなりの職員を必要とする。ディーラーだけではなく、相互監視と牽制の仕組みが存在する(8時間シフト毎にこれら職員が存在)



参考: カジノ事業者の収益の源泉

顧客を勝たせて、楽しませ、できる限り長く滞在させることがカジノの収益を最大化する。
(カジノ事業者と顧客は敵対的な関係ではない。顧客をのめりこませたりすることは、企業にとりメリットとはならない)

顧客をできる限り楽しませる
(顧客にとり高い確率的期待値~長く遊べる)

顧客に勝ってもらいできる限り長く滞在してもらう
(顧客に勝たせる)

次回リピーターとして来てもらう
(安定的、継続的な顧客の確保)

楽しくあそばせる
(多様なゲーム種、多様な遊び方と選択肢の提供)



① ハウスアドバンテージ
(薄い確率的なコミッション)

① 大数の法則

② 1(胴元)対 ∞ (顧客)。

① 顧客を惹きつける施設やサービスの魅力

② 消費のシナジー効果

許諾ゲーム種の考え方

ゲーム種・ゲームのルール(配当の考えを含む):

- ・ 許諾ゲーム種を法や規則で定める場合も多いが、事業者の申請に基づき、カジノ管理委員会の専権的な許諾事項とすることが適切。
- ・ 判断基準:顧客にとり確率的に公正・公平なゲームか。
- ・ カジノ事業者が管理し、実施するゲームで、顧客同士の賭け事に帰結するゲーム種は認められてしかるべし(例:ポーカー)。
- ・ 個別許可の対象となりうるゲーム種:
 - ✓ リンクド・ジャックポット:複数の機械をリンクし、賭け金をプール化し、より高額な賞金を狙える電子ゲームのシステム
 - ✓ トーナメント:イベントとして実施される顧客同士の勝ち抜き戦(納付金、費用等は参加費から控除)

技術の進展・新たなゲーム種への対応は柔軟であるべき:

- ・ ゲーム自体の進化、新しい遊び方やルールの提案は常に生まれる。柔軟に対応すべき。
- ・ スキル+僥倖の電子式ゲームの登場(常に進化する電子式機械ゲーム市場)。
- ・ 日本の伝統的な賭博種(花札賭博、丁半賭博、チンチロリン等):理論的には可能だが、クリーンなイメージから遠く、果たして、国民の一般的感情からして許容すべきかとする視点もある。

別途制度的枠組みが必要となりうるカジノ・ゲーム種(IR実施法での許諾は難しい):

- ・ クルーズカジノ、インターネットカジノ、スポーツベッティング

ゲーミングに係る内部統制

2017年6月13日

公認会計士 丸田 健太郎

目次

- | | | |
|----|-------------------|-------|
| 1. | 内部統制及び内部統制監査制度の概要 | P. 2 |
| 2. | 海外ゲーミング事業者の内部統制 | P. 12 |
| 3. | 日本版MICSの検討事項 | P. 20 |

1. 内部統制及び内部統制監査制度の概要

内部統制の必要性

- ✓ そもそも、内部統制制度の構築は、**組織で業務を行う上で起きてしまうミスや不正を防いだ上で、**経営そのものの**品質向上**を目指すための仕組み作りである。

従来の日本型経営

- ・終身雇用
- ・株式持合い
- ・一族経営
- ・間接金融
- ・高度経済成長



人材の流動化
組織・市場のグローバル化



さらなる経営の品質
向上が課題



コントロール欠如による
不正、不祥事の続発



企業規模が拡大している中、

- ・ 経営の品質向上
- ・ コントロール欠如による不正、不祥事の防止

の同時達成をするためには、
性悪説によった明確な仕組み作り(=内部統制)の構築が
必要不可欠

“カン”や“担当者任せ”
の経営



性善説を取る日本

内部統制の目的

✓ 『企業の存在を支えるもの = 内部統制』

企業の存在意義

利益を生み出し、存続すること

内部統制の
4つの目的

業務の有効性
と効率性

財務報告の
信頼性

法令順守

資産保全

目的が達成
されない状態

利益を
生まない

虚偽の財務
報告を公表

法律違反
を犯す

会社の資産が
侵される

無配、給与
不払い等

利害関係者の
信用失墜

社会的制裁

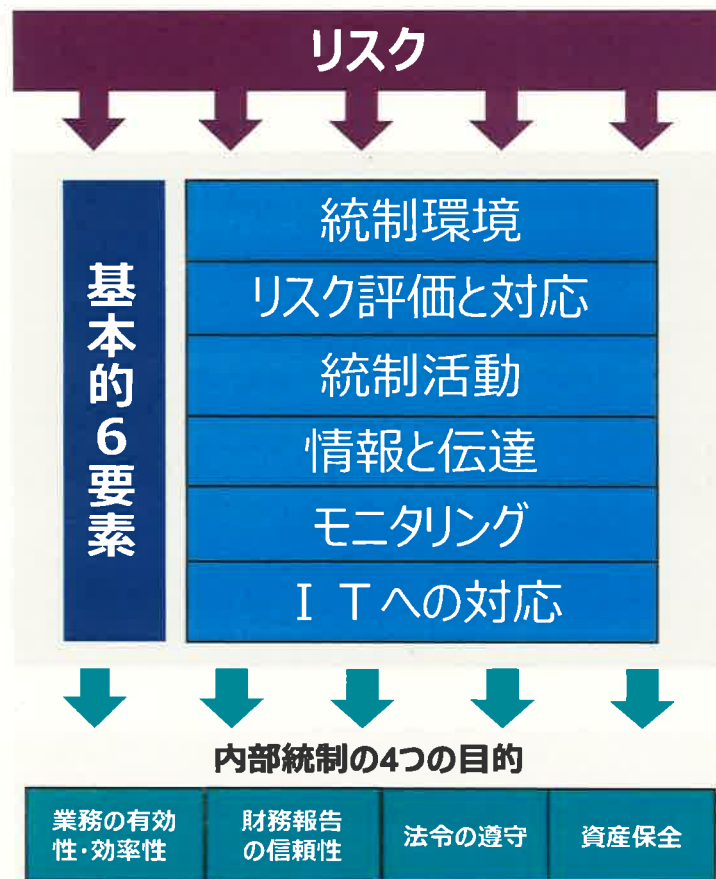
会社財産の
流出

内部統制の目的が達成されない場合、
企業の存続そのものが難しくなる



内部統制の基本的要素

- ✓ 内部統制とは内部統制の4つの目的が達成されるとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス。
- ✓ 当該プロセスは、6つの基本的要素から構成され、一体として機能して有効になる。



基本的要素	定義
統制環境	組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、影響を及ぼす基盤である。
リスクの評価と対応	組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。
統制活動	経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。
情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。
モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。
ITへの対応	組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応することをいう。

内部統制の具体例

✓ 業務処理統制、IT業務処理統制及びIT全般統制の具体的な例としては以下のようなものがある。

業務処理統制 (PLC)

- 証跡管理：ルールに沿って実施した職務を客観的に示すための証拠となる記録を残す
- 承認行為：担当者が実施した職務を監督者がその職務の内容を確認し承認する
- 職務分掌：それぞれの職務が果たすべき責任や職責を果たす上で必要な権限を明確にするために、職務ごとの役割を整理・配分し、相互牽制を図る

IT業務処理統制 (ITAC)

- インターフェース：システム間のデータ授受を漏れなく正確に行うシステム統制
- 入力制限：ルールに沿った入力以外を受け付けないようにするシステム統制

IT全般統制 (GITC)

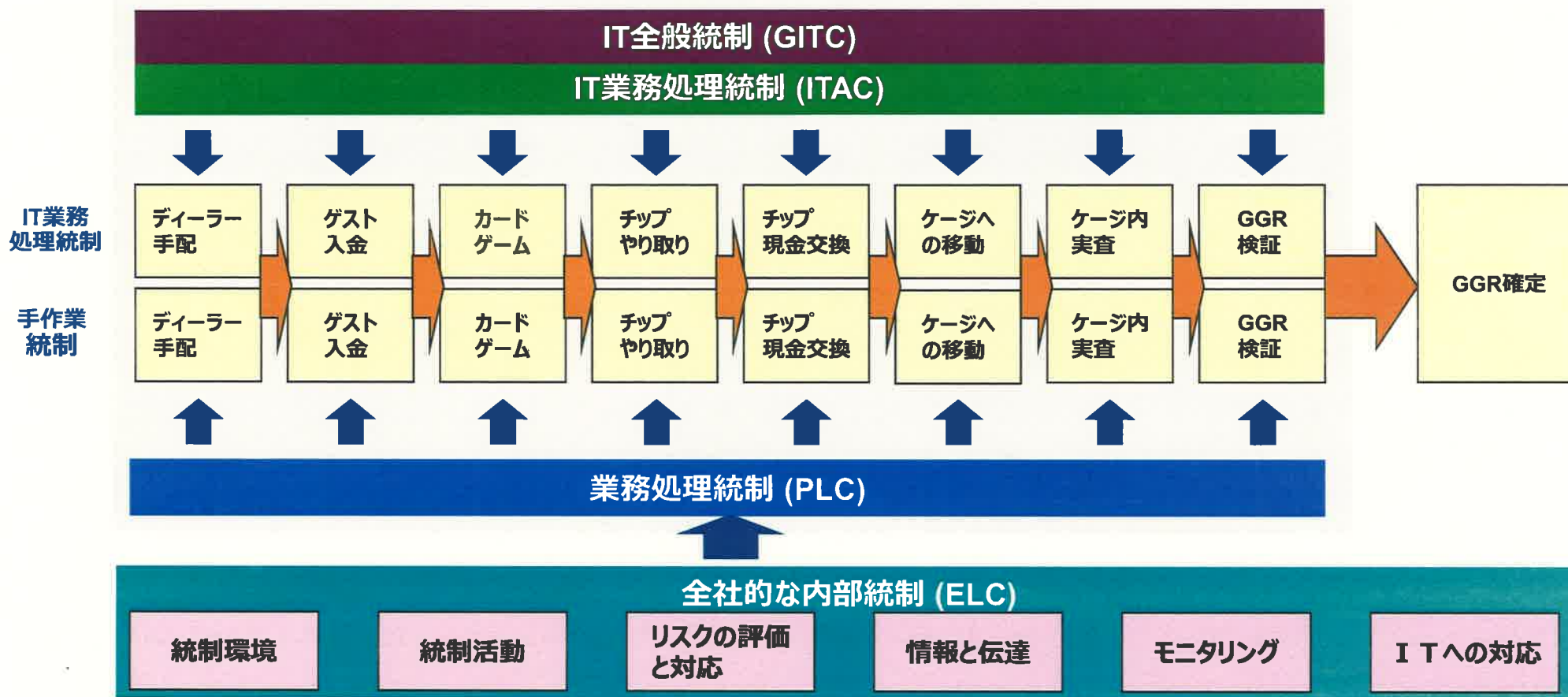
- アクセスコントロール：プログラムやデータ（物理的なサーバー等含む）にアクセスする権限をID及びパスワードの設定により特定の者に制限する
- システム開発/変更管理：システムの開発や変更を行う場合の手順や承認手続を定める必要
- バックアップ管理：災害発生等により壊れたプログラムやデータを復旧するためのデータ保管手続

1. 内部統制及び内部統制監査制度の概要

内部統制の各領域の具体例

✓ 内部統制の各領域及びその具体的な適用範囲を示すと以下の通りである。

業務プロセス (例: カードゲーム)



※GGR・・・Gross Gaming Revenue (総ゲーミング収入)

日本における内部統制監査制度の趣旨

- ✓ 日本における上場会社への規制として内部統制報告制度（J-SOX）及びその監査制度が設立された趣旨は以下の通りである。

大前提

健全な資本市場が形成されるためには、企業情報が適正に開示される必要

意図的に不適切な開示がなされる事例が発生



企業の体制が有効に機能していないという状況あり



ディスクロージャーの信頼性を確保するためには、
企業における内部統制の充実が必要！



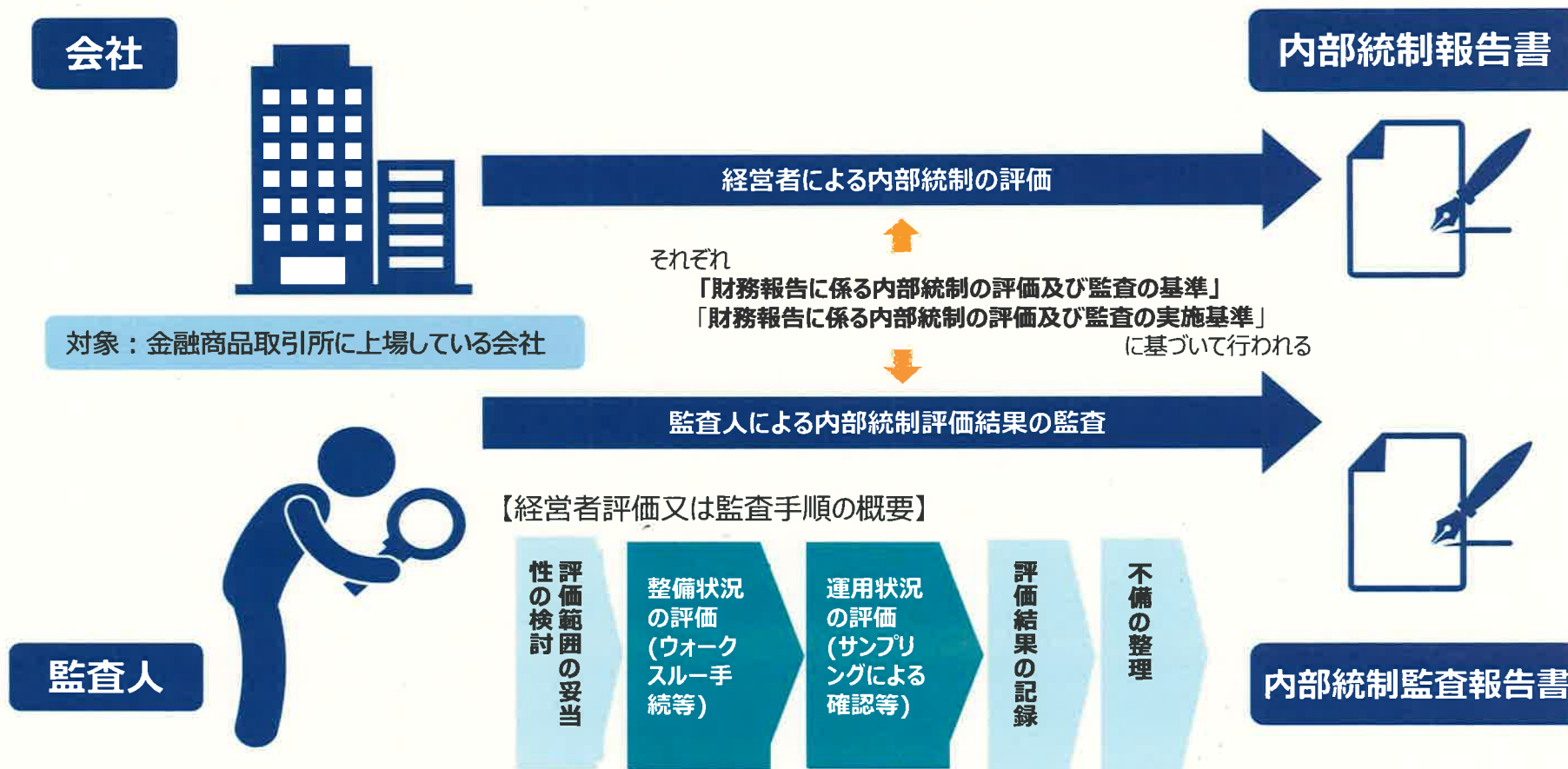
J-SOX

日本における内部統制報告制度及び監査制度の確立

- 経営者による適切な財務報告を行うための内部統制の構築
- 経営者による内部統制の評価及び監査人による内部統制の監査

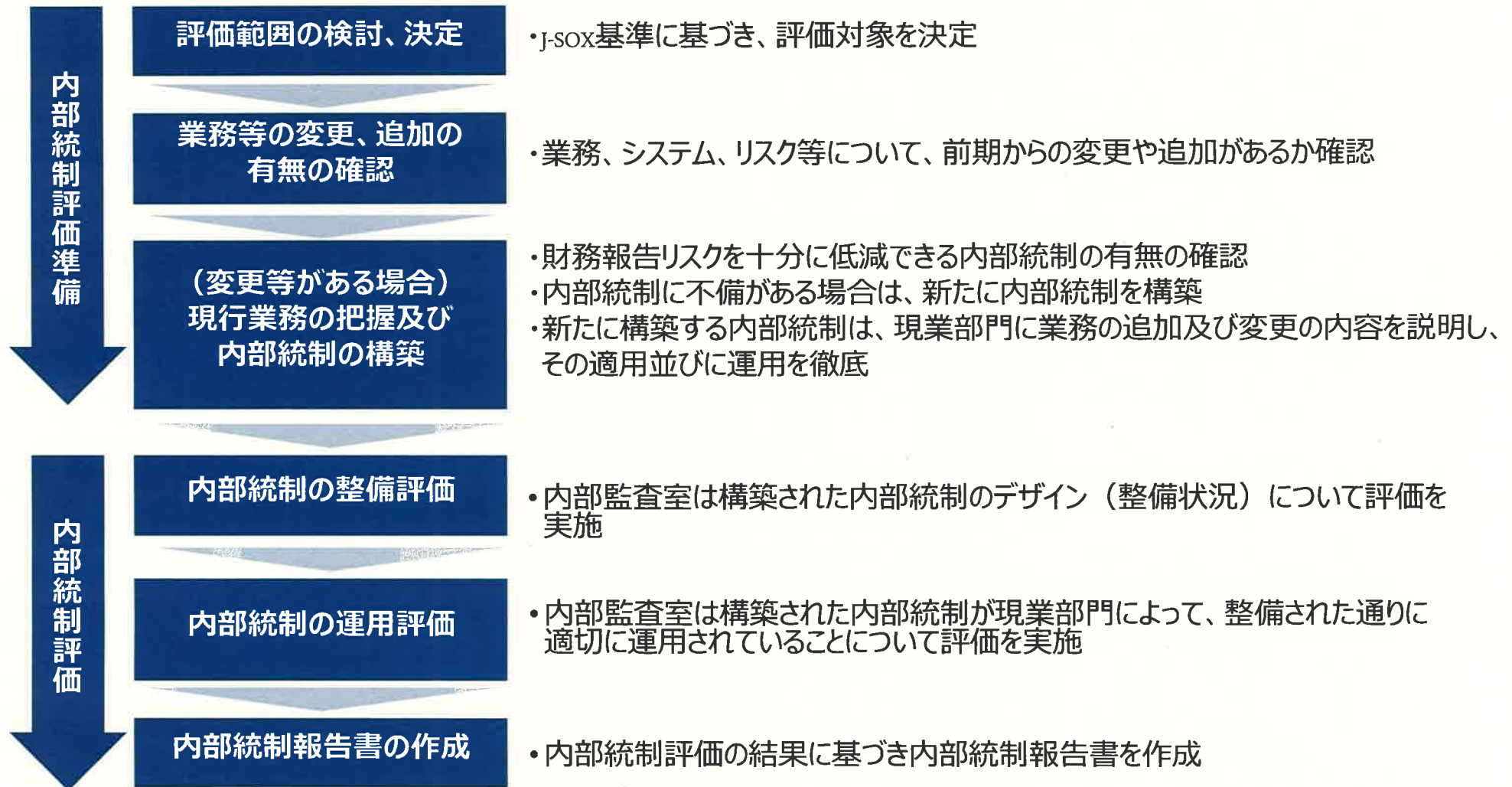
日本における内部統制監査制度の概要

- ✓ 上場企業は、毎事業年度、財務報告の適正性を確保するための内部統制について、一定の基準に従い評価した結果を「内部統制報告書」として提出する必要がある。
- ✓ 「内部統制報告書」は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受ける必要があり、その監査結果は「内部統制監査報告書」として公表される。



日本における内部統制評価業務の流れ

✓ 経営者の責任により以下のプロセスを実施し、その評価結果が適切性について公認会計士の監査を受ける。



内部統制の不備

- ✓ 内部統制の不備と判定される事項には以下のようなものがあり、重要なものについては内部統制報告書にて「開示すべき重要な不備」として開示が必要となる。

<例>

カードゲームのメインバンクにおける現金やチップに関するチェックルール



<コントロール>

カードゲームのメインバンクに保管された全ての現金、チップ等は少なくとも8時間ごとに集計、記帳、残高確認を行い、監督者はこれらの統制が適切に行われたことを確認し、チェックフォームにサインする

整備状況の評価
における不備の例

- × 明文化されたルールが無い
- × 現金、チップ等を誰も確認しない仕組みになっている
- × ルールはあるが、業務プロセスの記述がされていない

運用状況の評価
における不備の例

- × 監督者がルールどおり記帳していない
- × 監督者は確認したらしいが、証跡が残っていない
- × 監督者は確認したにもかかわらず、記帳された現金残高と実際の現金残高に不整合があった

開示すべき重要な不備は内部統制報告書に開示が必要

2. 海外ゲーミング事業者の内部統制

最低限順守すべき内部統制 (MICS) とは

- ✓ 海外ゲーミング事業者は最低限順守すべき内部統制 (MICS: Minimum Internal Control Standard) の順守が求められる。

目的	<ul style="list-style-type: none">ゲーミング運営事業者のGGR課税(納付金)の課税逃れを防ぐゲーミング運営事業者の資金周りの効果的な管理を行う
規定項目	<p>最低限順守すべき内部統制として、以下の項目が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none">ビンゴ (Bingo)ケージと与信 (Cage and Credit)カードゲーム (Card Games) ! ← ページ15で解説IT技術 (Information Technology) ← ページ16で解説インタラクティブゲーミング (Interactive Gaming)エンターテインメント (Entertainment)キノ (Keno)パリミュチュエル (Pari-Mutuel)レース及びスポーツ (Race and Sports)スロット (Slot)テーブルゲーム (Table Games)
規制	<ul style="list-style-type: none">独立した会計士による合意された手続 (Agreed-upon procedures) を受ける必要がある。売上規模に応じて、独立した内部監査部門を設置する必要がある。



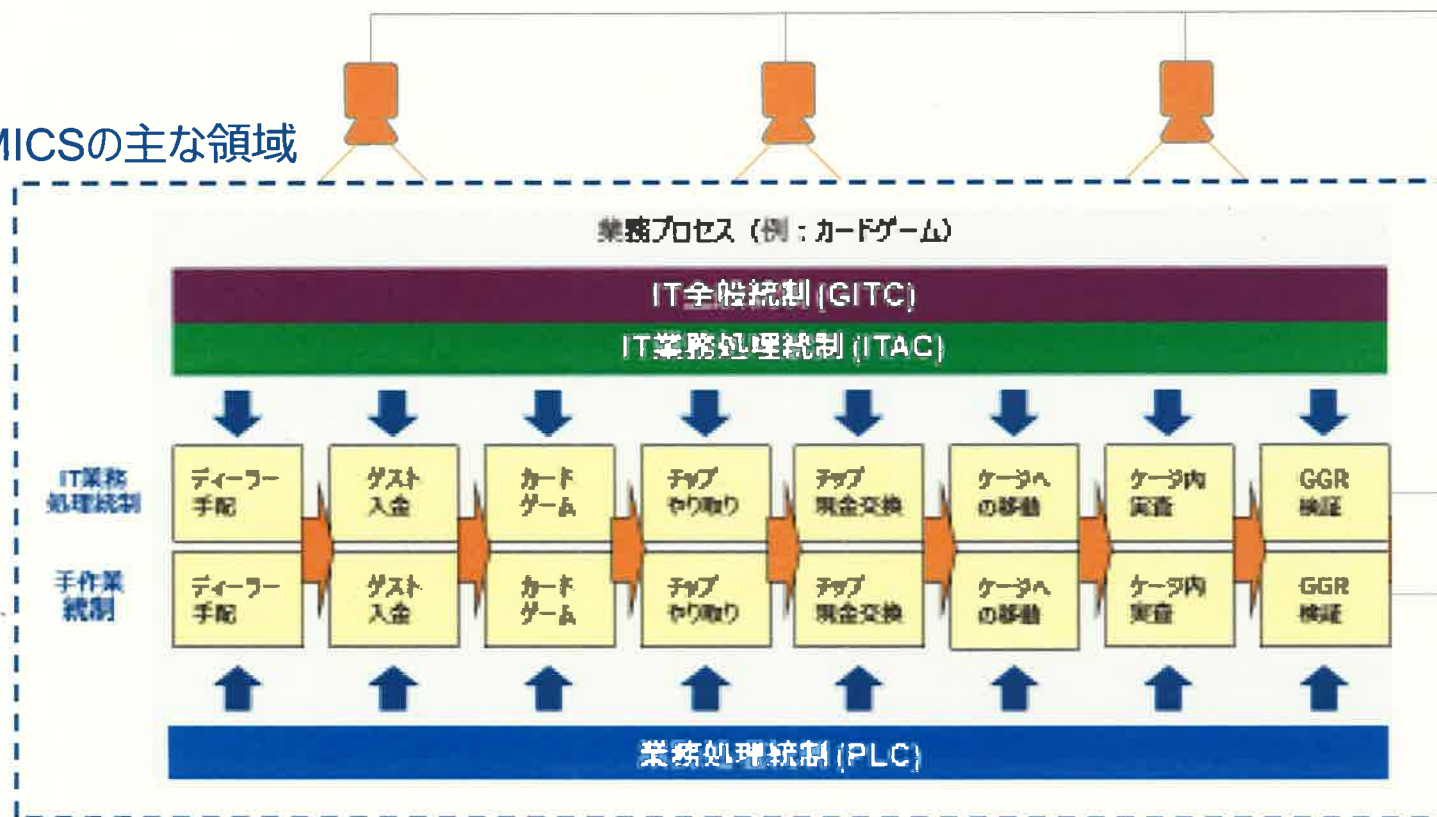
※上記は米国ネバダ州におけるMICSの規定である。

2. 海外ゲーミング事業者の内部統制

MICSの領域

- ✓ MICSがカバーする領域はPLC、ITAC、及びGITCが中心であるが、MICS以外においても求められる統制（監視カメラによるモニタリングや不正防止のための分析など）は存在する。

MICSの主な領域



モニタリング (天井裏の目)



Win-rateの分析等



MICSの具体例（1）～カードゲーム

✓ カードゲームをカジノで営む事業者は、例えば以下のような内部統制を構築することが求められる。

項目	内部統制
カードへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲームに使うカードは安全な場所に保管し、権限のない者が不正にアクセスできないようにする（職務分掌）。 ✓ 使用しないカードには無効処理を施し廃棄する（証跡管理）。
テーブルバンクとカジノ ケージ間の移動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ テーブルバンクとカジノケージ間の現金、チップ、カード等の移動はすべて監督者の承認が必要となり、文書化による管理が求められる（承認行為）。
メインバンクの突合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カードゲームのメインバンクに保管されたすべての現金、チップ等は少なくとも8時間ごとに集計、記帳、残高確認を行い、監督者は上記の統制が適切に行われたことを確認し、チェックフォームにサインをする（承認行為）。
ドロップボックスとカウンターの ルール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ドロップボックスをテーブルから取り出すための鍵とドロップボックスの中身を取り出す鍵は別々のものにする（職務分掌）。 ✓ 鍵が返還されるまでのカウントの間（休憩含む）は、決められた担当者（少なくとも3人）以外は鍵へのアクセスが認められない（物理的アクセスコントロール）。
プログレッシブジャックポット等 のプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロGRESSIBジャックポットのようなプロモーションで500ドル以上を払い出す際は、払い出しの日時、払い出し金額や景品（例：景品の車）、払い出しの理由（例：プロモーション名）、払い出しを検証、承認、実施した責任者の氏名、払い出しを受ける顧客の氏名を記録する必要がある（証跡管理）。

※上記は米国ネバダ州におけるMICSの規定である。

MICSの具体例（2）～IT技術

✓ カジノを営む事業者はIT技術に関して、例えば以下のような内部統制を構築することが求められる。

項目	内部統制
システムの物理的アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲーミングアプリケーションのためのITシステム及び機器は安全な場所で保管管理されなければならない（アクセスコントロール）。 ✓ IT担当者以外のもものが保管管理場所に立ち入る際は、氏名、訪問目的、入室日時、退室日時、及び立ち入りを許可したIT担当者の氏名を記録しなければならない（アクセスコントロール）。
システムパラメーター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パスワードは最低8文字で大文字、小文字、数字及び特殊文字の内、最低2種類を組み合わせたものでなくてはならない（アクセスコントロール）。 ✓ パスワードは90日ごとに変更されなければならない、過去18カ月以内に使用したものは新たに使用できないように設定されなければならない（アクセスコントロール）。
バックアップ手続	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バックアッププロセス終了後、直ちにその記録媒体はサーバーの保管場所とは異なる場所に移管される必要がある（バックアップ管理）。 ✓ バックアップのシステムログはIT担当者（あるいはIT担当者が許可した者）によって日時でレビューされ、スケジュール通りにバックアップがなされていることを確認する（バックアップ管理）。
ネットワークセキュリティとデータと保護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 来訪者（カジノ客、ホテル宿泊客、外部業者）に対しアクセス可能なネットワークを提供する場合、ゲーミングやゲーミングに起因する税に関連するシステム、アプリケーションとは明確に分離される必要がある。これらシステムのネットワーク間においてトラフィックの交流があってはならない（アクセスコントロール）。
システム開発の内製化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲーミングやゲーミングに起因する税に係るソフトウェアを自社内で改修、開発する場合、手順を定める必要がある。この手順の文書化を担当する責任者（内部/外部監査人及びゲーミングボードより選任）については、Regulation 6.090に準拠した内部統制システムの中に明記される必要がある（システム開発/変更管理）。

※上記は米国ネバダ州におけるMICSの規定である。

MICSに基づき提出が求められる文書

✓ MICSの適切な整備・運用を示すために当局に対して提出する主な文書例は以下の通りである。

— MICSに基づき提出が求められる文書例 —

- 直接または間接的な所有者（オーナーシップ）に係る記録、提案されたスロットマシンのライセンス保有者、関連会社、仲介業者、子会社、または持株会社に係る記録
- 適切な業務分掌を踏まえた組織図
- 組織図の各職階における役割と責任
- 管理および会計処理に関する業務記述書（MICSの遵守状況を含む）
※業務記述書は実施者の職位や具体的な手続き（時間、場所等が分かるように記載する必要がある。）
- 文書保管の方針
- 資産保護のための手順（資産の棚卸方法を含む）
- その他ボードが必要に応じて提出を求める資料
- 内部統制システムの正当性について、ゲーミング部門の各部門長が評価した署名入りの宣誓書
- 会社が適切な内部統制を整備していることについて、第三者（独立した会計事務所等）からの意見書

※上記は米国ネバダ州におけるMICSの規定である。

MICSに基づく独立監査人による手続

- ✓ MICSが適切に整備・運用されているかについて、規制当局が定めるコンプライアンスチェックリストに基づいた手続が独立監査人により実施される。

— 独立監査人によって実施されるMICSの監査手続例 —

- ゲーミング従事者によって実施される業務の観察
- 関連手続きを実施するゲーミング従事者へのインタビュー
- MICSにおけるコンプライアンス遵守状況の評価（ウォークスルーの実施を含む）
- チェックリストにある資料および記録の調査
- 以下について無予告の観察（最低年に一度）
 - スロットコインの回収と集計
 - スロット紙幣識別機における回収と集計
 - テーブルゲームにおける回収と集計
 - ケージ（現金取扱所）における現金の集計

※上記は米国ネバダ州におけるMICSの規定である。

MICSとAML(資金洗浄対策)/CFT(テロ資金供与対策)の関係

✓ MICSはカジノを通じた資金洗浄を防止する役割も果たす。



犯罪行為
(詐欺/違法賭博/規制薬物取引
/脱税/身代金/偽札 等)

↓↓↓
資金洗浄前の表に出せない
不適切な資金



カジノを通じた資金洗浄



資金洗浄により次の犯罪
(テロ資金供与含む) の資金源
として使用されるリスク

↑↑↑
資金洗浄後の表に出せる
適切な資金



- MICSによる内部統制によりゲーミング内の不適切な資金のやり取りの発生を防止
- 顧客管理を強化するため入場から退場までの特定の顧客の行動をモニタリング
- 疑わしい取引や高額取引が生じた場合の規制当局への報告義務

※AML: Anti-money Laundering (資金洗浄対策)

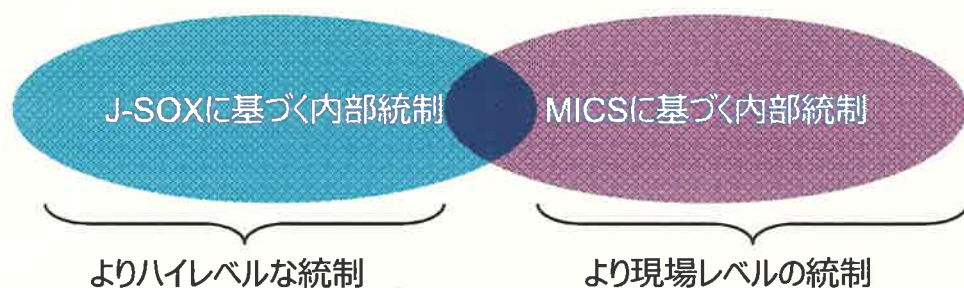
CFT: Combating the Financing of Terrorism (テロ資金供与対策)

3. 日本版MICSの検討事項

日本版MICSの適用に関する検討事項 1/2

- ✓ 日本でのゲーミング事業のオペレーションにおいても、米国ネバダ州におけるMICSのような内部統制に関する規制が設けられることが予想されるが、その際に例えば以下のような点に留意すべきと考えられる。

- 日本のJ-SOXに基づく内部統制は上場会社を対象とした財務報告の信頼性を確保することが主目的であるのに対して、ゲーミング事業におけるMICSはゲーミング運営事業者に対するGGR課税〈納付金〉適正化が主目的であることから、日本版MICSでは現金の取り扱いにフォーカスした、現場レベルでの統制をより詳細に検討する必要がある。



- 例えば、職務分掌の内部統制として、J-SOX及びMICSともに組織図を準備することが想定されるが、通常J-SOXにおいて求められる組織図は会社における部門の職務分掌がわかるものであるのに対して、MICSにおいて求められる組織図はカジノの現場レベルの職務分掌がわかるものである。

- 米国ネバダ州のMICSに関する規制として、内部統制の順守について独立した会計士によるコンプライアンスチェックリストに基づいた合意された手順を受ける必要があるのに対して、日本版MICSがJ-SOXに準じた監査制度となる場合、チェックリスト等に基づかないより広範囲な内部統制の監査が求められる可能性がある。

日本版MICSの適用に関する検討事項 2/2

- 米国ネバダ州のMICSはカジノのオペレーションで最低限順守が求められる内部統制に過ぎず、本来有すべき内部統制を網羅的に規定しているものではない。日本版MICSの導入に際しては、以下のような観点にも留意が必要である。
 - テクノロジーの進化により、手作業により順守が求められていた統制の代わりにIT技術を駆使した自動化された統制の順守が求められる可能性がある。
 - 日本版MICSでは規制の趣旨が広がることで、依存症対策やマネーロンダリング対策等の観点から、より厳しい統制の設定及び順守が求められる可能性がある。
 - 通常、MICSよりも詳細な手続を定めた標準作業手続（SOP：Standard Operating Procedure）を策定しオペレーションを行うことになるが、このSOPの内容が部分的に日本版MICSに含まれる可能性がある。

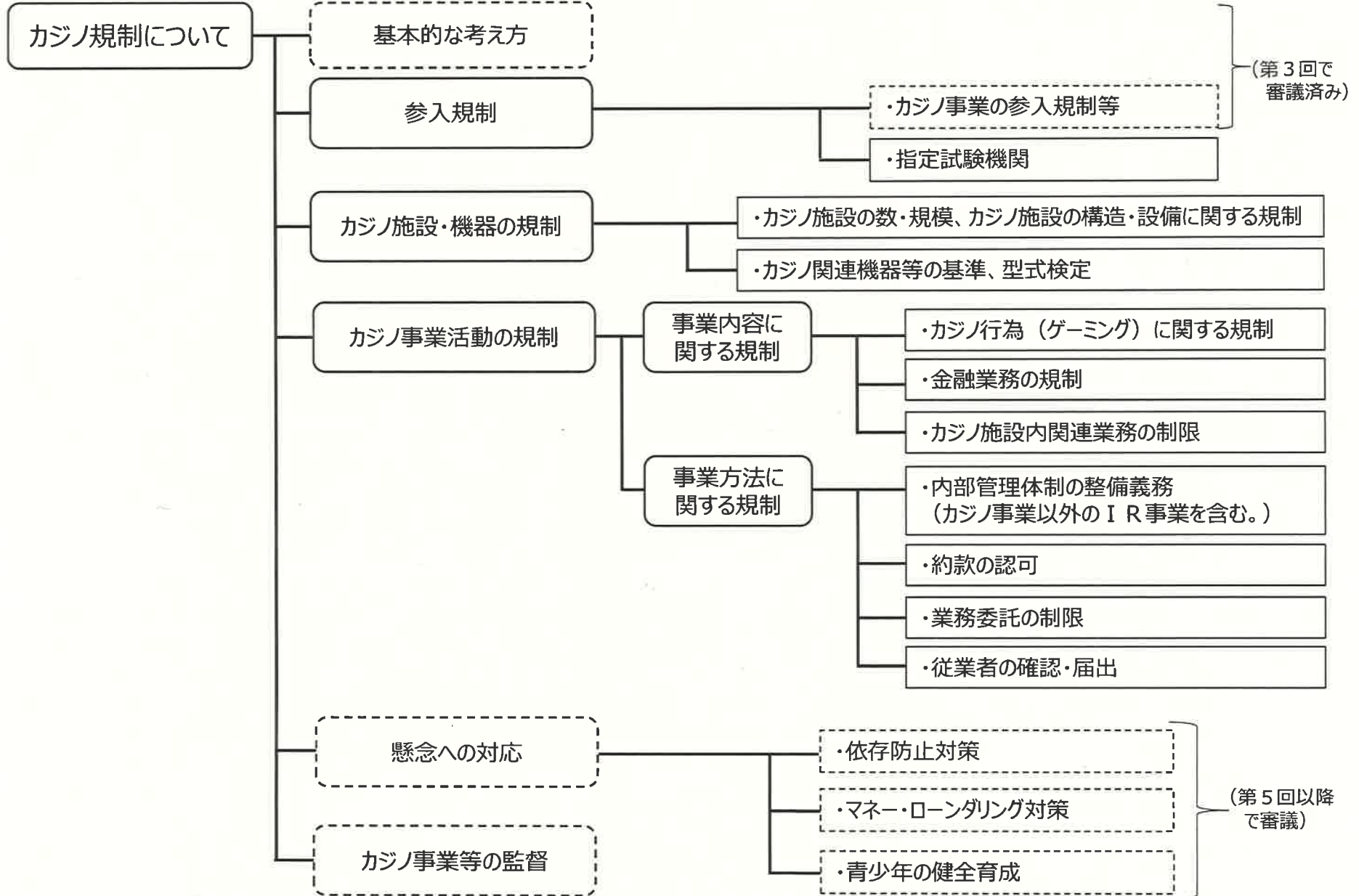


- 例えば、米国ネバダ州のMICSではカジノへの入退場に関する内部統制が詳細に定められていないが、日本版MICSでは依存症及びマネーロンダリング対策から、IT技術を駆使したより厳しい入退場に関する内部統制が求められる可能性がある。
- 例えば、監視カメラによる24時間の監視及び録画（モニタリングの強化）、チップ両替の場合にチップを広げる（チップのやり取りを監視カメラに映すため）、ポケットのない服を着る（従業員不正防止）等、SOPで定められる統制も検討する。

カジノ施設・機器の規制及びカジノ事業活動の規制について

1. カジノ施設・機器の規制について
2. カジノ事業活動の規制について
 - 2-1. 事業内容に関する規制について
 - 2-2. 事業方法に関する規制について

第4回会合の論点について



(1) カジノ施設の数・規模、カジノ施設の構造・設備に関する規制について

①. 問題の所在

カジノ施設の数

- カジノ施設の設置・運営に当たっては、犯罪や依存症、青少年への影響など様々な懸念が示されている。このため、附帯決議では、特定複合観光施設区域の数について、「ギャンブル等依存症予防等の観点から厳格に少数に限る」ことが求められ、また、この趣旨を踏まえ、第2回会議で「単一の特定複合観光施設区域には一つの特定複合観光施設」という対応関係が議論された。これらを踏まえて、一つの特定複合観光施設に設置されるカジノ施設の数を制限する必要があるのではないか。

カジノ施設の規模

- 附帯決議では、「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設ける」ことが求められているが、どのような方法でカジノ施設の規模に上限等を設けることが適切か。

カジノ施設の構造・設備

- カジノ施設に対する厳格な入場管理、カジノ施設内における不正なカジノ行為（いわゆるゲーミング）の防止、秩序の維持等を確保する観点から、カジノ施設の構造・設備について規制をする必要があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・「犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項」について政府は必要な措置を講ずる（第10条第1項第4号）

附帯決議

- ・「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にする」（第3項）
- ・「特定複合観光施設区域の数については、…国際競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限る」（第4項）

推進法の国会審議の過程

- ・ シンガポールでは、全施設面積の3%程度にカジノフロア面積が抑えられており参考とすべき
- ・ カジノのマイナス面のリスクを最小限に抑えるためにも、カジノ施設はIR施設全体のごく一部に限るとの趣旨の提案者答弁。

第2回推進会議における議論

- ・ 「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設ごとに当該施設が設置される単一の区画と考える。

②. 諸外国の規制の例

<シンガポールにおけるカジノ施設に対する規制>

施設数の規制

- ・ 1区域内のカジノ施設を1つに限定

面積の規制

- ・ カジノ施設のうち、ゲーミング区域について面積規制（15,000㎡）
 - ※ ゲーミング区域：ゲームの実施やゲームの運営管理・監督をするための場所
 - ※ カジノ施設 = ゲーミング区域 + 附帯区域（主要通路、飲食スペース、トイレ、バックヤード等）

カジノ施設の構造・設備の規制

- ・ ゲーミング区域と附帯区域の明確な区分、監視カメラ等からのゲーミング区域の見通しの確保 等

③. 今後の議論の方向性

カジノ施設の数

- カジノ施設に係る懸念を最小化する観点から、1 特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数を 1 に制限すべきではないか。
- 「ギャンブル等依存症予防等の観点から、特定複合観光施設区域を厳格に少数に限る」旨の附帯決議及び「1 の特定複合観光施設区域には 1 の特定複合観光施設」との考えを踏まえると、1 の特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数を制限することは整合性を有する。
- また、カジノ施設では多くの顧客が現金で賭博を行うものであり、国内外から子供を含めた多くの客が訪れる特定複合観光施設区域においては、「賭博場」であるカジノ施設に関連する犯罪やトラブルを防止するとともに、同区域内の清浄な風俗環境を保持し、特定複合観光施設利用客の安全・安心を確保することは極めて重要であることから、カジノ施設は単一の施設に集約して設置することが適切である。
- 諸外国の例では、おおむね 1 の建屋内にカジノ施設は設置されており、また、シンガポール等では、VIP 用施設を含め、1 区域に設置するカジノ施設は 1 に限られている。
- これらを踏まえ、犯罪の防止や清浄な風俗環境の保持、依存症予防などカジノ施設に係る懸念を最小化する観点から、1 の特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数は 1 に制限すべきではないか。

③. 今後の議論の方向性（つづき）

カジノ施設の規模の上限等の設定

- カジノ施設の規模の上限等としては、以下の観点を組み合わせて設けることが適切ではないか。
 - i) カジノ施設が特定複合観光施設のあくまで一部に過ぎない位置付けであること
 - ii) カジノ施設の面積が上限値（絶対値）を超えないこと
- 上記 ii) の面積の上限（絶対値）の対象は、カジノ施設のうち、例えば、専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域（ゲーミングエリア）とするのが適切ではないか。

【カジノ施設の規模の上限等】

- 附帯決議は、「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設ける」旨を求めているところ、これは、カジノ施設は特定複合観光施設の一部であるに過ぎないことを前提としていることから、カジノ施設の規模の上限等を設定するに当たっては、「カジノ施設が特定複合観光施設のあくまで一部に過ぎない位置付けであること」を求めることとしてはどうか。

- 一方、「ギャンブル等依存症予防等の観点から、特定複合観光施設区域の数を厳格に少数に限る」旨を求める附帯決議は、実質的には、賭博場であるカジノ施設の数制限によるものと考えられる。その趣旨に照らすと、特定複合観光施設の規模の拡大に比例して、カジノ施設の規模が無制限に拡大することは避けるべきである。
シンガポールでは、カジノ施設の面積の上限値を一律に法令により規制しているところ、これはカジノ施設の規模の無制限な拡大を避ける上で合理的と考えられるため、我が国においても、カジノ施設の面積について上限値（絶対値）を設けることとしてはどうか。



③. 今後の議論の方向性（つづき）

【カジノ施設の面積上限（絶対値）の対象】

- カジノ施設面積の上限値を法令により規制しているシンガポールでは、その対象区域を「ゲーミング区域」に限り、顧客の通路や飲食スペース、バックヤードなどゲームの実施に直接には関係のない区域を除外している。
- 我が国においても、カジノ施設の面積上限（絶対値）を設定する場合は、その対象を、例えば、専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域（ゲーミングエリア）とし、具体的な数値については、国際競争力のある特定複合観光施設の円滑な運営の確保等を勘案し、シンガポールの法令による上限値等を参考にして定めることが適切ではないか。

カジノ施設の構造・設備（カジノ施設の構造・設備に関する基準の設定）

- カジノ施設の秩序維持及び安全確保等の観点から、カジノ施設の構造・設備に関する基準を設けるべきではないか。
- カジノ施設については、厳格な入場管理とともに、施設内での不正なカジノ行為を防止し、また、秩序を維持することが必要不可欠である。このためには、業務方法等について規制を行うことに加え、カジノ施設の構造・設備といったハード面においても、例えば、監視カメラの設置や入退場ゲートの設置、見通しの確保等カジノ施設の構造・設備に関する技術的な基準を設定し、この基準の遵守を義務付けることが適切ではないか。

【参考】シンガポールの I R の例

マリーナ・ベイ・サンズ

【事業者名：Marina Bay Sands Pte. Ltd.】



リゾート・ワールド・セントーサ

【事業者名：Resorts World at Sentosa Pte. Ltd.】



(2) カジノ関連機器等の基準、型式検定、指定試験機関に関する規制について

①. 問題の所在

【カジノ関連機器等の基準】

○ カジノ関連機器等（※）は、不正なカジノ行為の防止やカジノ事業の会計・財務の適正を確保する上で重要な機器等であるため、その品質や性能等を確保する必要があるのではないか。

※ i) カジノ行為の結果に影響を及ぼす機器等（スロットマシン、ルーレット台、カード、サイコロ等）、ii) カジノ行為の結果に基づく金銭の支払に影響を及ぼす機器等（チップ、チップ現金交換機等）、iii) カジノ行為の管理に関する機器等（カジノ管理システム等）

【型式検定、指定試験機関等】

○ 大量に生産・使用されるカジノ関連機器等の品質や性能等を十分に確保するためには、その効率的な確認方法が必要ではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・「カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者」は、カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。（第9条）
- ・政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、「カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項」について必要な措置を講ずるものとする。（第10条第1項第1号）

②. 諸外国の規制の例

	シンガポール	米国ネバダ州
<p>(1) 製造業者等に対して、<u>カジノ関連機器等の製造・販売をしようとする際に機器の認証等を義務付けているか。</u></p>	<p>カジノ事業者は、次の全ての条件を満たさない限り、自己のカジノにおいて<u>ゲーミング機器</u>を使用してはならない。</p> <p>(a) <u>シンガポールカジノ規制庁から承認を受けた製造者又は供給者から入手したゲーミング機器</u></p> <p>(b) <u>当局から承認を受けたか又は承認を受けた種類に属し、かつ技術基準を満たしていること</u></p> <p>(c) <u>試験や証明が必要な機器の場合は、当局により承認された機器</u></p> <p>(d) <u>当該カジノにおけるゲーミング機器の台数が当局が承認した数を超えないこと。</u></p>	<p>①ネバダ州ゲーミング委員会(Commission)が認可したか、又は</p> <p>②同委員長が命じる<u>実地試験</u>を経て提供された機器</p> <p>でない限り、ゲーミング機器製造業者又は販売業者がゲーミング機器を流通したり、免許保有者が使用に供してはならない。</p>
<p>(2) <u>機器の試験を行う機関についてどのような規定を置いているか。</u></p>	<p>(a)ゲーム機器関連の試験サービスを提供しようとする者は、当局に申請を行うことができる。</p> <p>(b)申請の際は、当局に所定の費用を支払い、情報を記載した添付書類を提出する。</p> <p>(c)当局は必要な調査を行った後、費用の支払いその他の条件を課した上で、試験サービス提供者の承認を行うことができる。</p> <p>(d)当局は認定試験サービス提供者のリストを作成し、随時ウェブサイト上で公表する。</p> <p><試験機関> BMM (豪2拠点、シンガポール、米)、GLI (米3拠点、オランダ)、GTA (豪2拠点)、SIQ (スロベニア) 計11社</p>	<p>ゲーム、ゲーム機器、関連機器、キャッシュレス賭博システム、カジノ間接続システム、モバイル・ゲーミング・システム又は双方向ゲーミング・システムの検査及び証明を行おうとする独立試験機関は、ネバダ州ゲーミング規制委員会(Board)に<u>登録</u>しなければならない。</p> <p><試験機関> GLI</p>

③. 今後の議論の方向性

【カジノ関連機器等の基準】

- カジノ関連機器等の品質や性能等がカジノ事業の健全な運営に及ぼす影響に鑑み、カジノ関連機器等については、技術的な基準を設定し、基準適合を義務付けるべきではないか。

【型式検定、指定試験機関等】

○ 電磁的カジノ関連機器等の型式検定：

スロットマシン等の電磁的カジノ関連機器等については、プログラム化されていることから、外形的にその性能を確認することが困難である。他方で、これらの機器は均一の品質の製品が大量に製造されることから、行政の効率性も考慮し、諸外国の例や我が国の類似制度を参考にして、事前にカジノ管理委員会が品目ごとに型式の検定を行うこととし、合格した型式であることを確認するなどの方法により、基準適合性を確認することとしてはどうか。

○ 非電磁的カジノ関連機器等の自己確認制度：

サイコロ、カード等の非電磁的カジノ関連機器等については、電磁的カジノ関連機器等と異なり、外形的にその性能を確認することは可能である。他方で、これらの機器も均一の品質の製品が大量に製造されることから、製造業者自身等がその性能を確認することとし、カジノ管理委員会は、自己確認方法を事前に審査した上で、必要があれば実際に性能を確認することとしてはどうか。

○ 型式検定の指定試験機関制度：

型式検定制度のうち、機器等の品質や性能等を試験する客観的・専門的・定型的な試験事務については、カジノ管理委員会以外の者に行わせることができることとしてはどうか。

また、その結果を踏まえ、基準に適合するかを判断する事務については、カジノ管理委員会が自ら行うこととしてはどうか。

(1) カジノ行為（ゲーミング）に関する規制について

①. 問題の所在

カジノ行為（ゲーミング）の範囲（種類及び方法）

- カジノ事業において実施を認めるカジノ行為の範囲（種類及び方法）については、不正行為の防止や依存症予防などカジノ事業の健全な運営の確保の観点から、一定の規制を行う必要があるのではないか。

カジノ行為（ゲーミング）の実施に関する基準等

- カジノ事業の健全な運営の確保及びカジノ行為に参加する顧客の利益保護の観点から、例えば、ルール等の情報の提供やカジノ行為における禁止行為など、事業者と顧客がカジノ行為を行う際の基準等について規制を行う必要があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・ 「カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項」について政府は必要な措置を講ずる（第10条第1項第1号）





附帯決議

- ・ 「政府は、…法制上の措置を講じるに当たり、…射幸性の程度…副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと」（第2項）
- ・ 「…各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

<諸外国の規制>

- 公正性の確保及び射幸性の管理の観点から、ゲームの種類・内容が規制されており、米国ネバダ州やシンガポールでは、当局が認めたゲームのみ実施可能とされている。 代表的なゲームは、以下のとおり。

名称	ルーレット	ブラックジャック	バカラ	大小	スロットマシン
ルール概要	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利者となるゲーム	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。両者に配られたカードの合計数の下一桁の数字が9に近い方が勝ちとなる	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム	リールを回転させ、一定のパターンの図柄がそろうことにより、当該図柄に応じた当たりを得るゲーム
					

※ このほか、クラップス（ディーラーが投げる2つのサイコロの目の合計数を当てるゲーム）、カジノウォー（1枚ずつ配られたカードの数字の強弱で勝負をするゲーム）等が行われている。

※ 例えば、米国ネバダ州では、1,011種のゲームが認められており、シンガポールでは、マリーナ・ベイ・サンズに対し47種のゲームが、リゾート・ワールド・セントーサに対し39種のゲームが認められている。なお、これらのゲームの中には、上記の代表的なゲームのほか、これらの派生型のものも多数含まれている。

- 同様の観点から、ゲームのルールや支払いオッズ等の情報の表示を義務付けているほか、酩酊状態の客とのゲームの禁止等、ゲームの実施に関する基準も設けられ、カジノ事業者に順守義務が課されている。

③. 今後の議論の方向性

カジノ行為（ゲーミング）の範囲（種類及び方法）

- 容認するカジノ行為の範囲については、
 - ・ 事業者がその公正な実施を確保することができる行為
 - ・ カジノ施設内でのみ実施される行為
 - ・ 偶然の勝負に関し参加者が賭けを行う「賭博」に該当する行為

に限定するとともに、その具体的な方法及び種類は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたものを定めることとしてはどうか。

- カジノ行為の実施において、公正性の確保は極めて重要な要素であることから、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、事業者がカジノ行為の実施を管理し公正性を確保することができるものに限定すべきではないか（例えば、単純な顧客同士の賭けやスポーツベッティング等他者が実施する競技（勝負）を賭けの対象とすることは不可。）。

- 依存症予防等の観点からカジノ施設への厳格な入場管理を行うことから、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、カジノ施設内で実施されるものに限定すべきではないか（例えば、カジノ施設外から参加できるオンラインゲームは不可。）。

- 公益目的のため地方公共団体による宝くじ等の「富くじの発売」が既に認められていることを考慮し、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、刑法の「賭博」に該当する行為と限定することが適当ではないか（例えば、カジノ施設内で行われるくじ類は不可。）。



③. 今後の議論の方向性（つづき）

- 「賭博」の対象となる行為は、偶然性が排除されない限りは多様な種類の行為が想定されることから、具体的な種類及び方法は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めるものとすることが適当ではないか（例えば、囲碁や将棋など技術が相当程度反映され、また、子供も楽しむことができる健全な娯楽として一般に普及している行為を賭博の対象とすることは、健全な娯楽としての社会的評価を損ねるおそれがあり、国民の理解が得られないと考えられるので不可。）。

カジノ行為（ゲーミング）の実施に関する基準等

- カジノ行為の公正かつ適切な実施や顧客の利益の保護のため、カジノ行為の実施方法等に関する基準を定めるほか、何人に対してもカジノ行為に関する不正行為を禁止すべきではないか。
- 顧客の保護のため、カジノ行為のルール等の情報を顧客に明示・提供することを義務付けるべきではないか。
- 公正かつ適切なカジノ行為の実施を確保し顧客の利益を保護するため、諸外国の例を参考にして、顧客のカジノ行為への参加方法や酩酊客の参加制限等、カジノ行為の実施方法等に関する基準を設けるべきではないか。
- 公正なカジノ行為を確保するため、何人に対しても、カジノ行為の結果に影響を及ぼす不正な行為を禁止すべきではないか。

(2) 金融業務の規制について

①. 問題の所在

- 諸外国のカジノでは、顧客の利便性向上のため、一般的に i ~ iv の金融業務が行われている。
- 我が国においても、顧客の利便性向上のため、事業者にこれらの業務を行うことを認めた上で、想定される懸念を排除できるよう、必要な規制を検討すべきではないか。

業務	i. 顧客に金銭を貸付ける業務	ii. 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務 iii. 顧客の金銭を預かる業務	iv. 顧客の金銭を両替する業務
業務実施例			
目的	顧客の利便性の向上	現金を持ち運ぶ手間や防犯上のリスクを軽減するといった顧客の利便性の向上	特に外国からの顧客の利便性の向上
カジノ特有の懸念	過剰貸付け カジノ行為への依存の助長	マネー・ローンダリングへの悪用	マネー・ローンダリングへの悪用

②. 諸外国の規制の例

		シンガポール	米国ネバダ州
過剰貸付や カジノ行為への 依存防止 関係	貸付対象の限定	<ul style="list-style-type: none"> • シンガポール国民又は外国人永住者のうち、10万シンガポールドル（約800万円）以上をカジノ事業者に預け入れている者 • 外国人非永住者 	—
	顧客ごとの 貸付上限額の設定義務	有り	有り
参考	クレジットカードを利用して チップを購入できる者の限定	<p style="text-align: center;">上記の貸付対象と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> • シンガポール国民又は外国人永住者のうち、10万シンガポールドル（約800万円）以上をカジノ事業者に預け入れている者 • 外国人非永住者 	—
	ATMの設置	カジノ施設内の設置を禁止	—

③. 今後の議論の方向性

金融業務の範囲

- 顧客の利便性向上のため、諸外国のカジノで一般的に行われている以下の業務を認めてはどうか。
 - i. 顧客に金銭を貸付ける業務
 - ii. 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務
 - iii. 顧客の金銭を預かる業務
 - iv. 顧客の金銭を両替する業務
- また、顧客保護の観点から、過剰な取立て行為の規制や資金移動の際の履行保証金の供託の義務付け等、これらの業務を一般に規制している法律（貸金業法や資金決済に関する法律等）とは別に、これらと同等の規制を講じてはどうか。

カジノ特有の懸念を排除するための規制

- 顧客に金銭を貸付ける業務に関する規制
 - ・ 貸付けに関してはカジノ行為への依存を助長するといった懸念が特に大きいと考えられることから、シンガポールの例を踏まえ、貸付対象を一定以上の現金を事業者に預託できる資力を有する者又は外国人非居住者に限定してはどうか。
 - ・ 過剰貸付け防止の観点から、シンガポールや米国ネバダ州と同様に、顧客の返済能力調査及び顧客ごとに貸付上限額の設定をする義務を事業者に課してはどうか。
- 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務に関する規制
 - ・ マネー・ローンダリング対策の観点から、顧客からの依頼を受けてその金銭の送金又は受入れを行うときは、必ず金融機関を介することとし、かつ、事業者が管理する顧客の預り金とその顧客名義の預貯金口座との間の資金移動に限り、行うことを認めてはどうか。

その他、第三者が提供する金融業務に関する規制について

【基本的な考え方】

- 世界最高水準のカジノ規制を実現する観点から、カジノ施設内外で第三者がカジノに関連して行う金融業務についても、カジノ行為への依存を防止するための規制を設ける。

- クレジットカードの利用に関する規制
 - ・ 顧客のカジノ行為への依存を防止するため、対象を限定した顧客への金銭の貸付け以外の与信は、原則として認めるべきではないと考えられる。なお、外国人非居住者に対するクレジットカードを利用したチップの購入については、諸外国のカジノでも認めている例があること及び外国人旅行客の利便性向上の観点から、認めることとしてはどうか。

- ATMの設置に関する規制
 - ・ 顧客のカジノ行為への依存を防止するため、シンガポールの例を踏まえ、カジノ施設内におけるATMの設置を禁止するとともに、事業者による貸付けを規制する趣旨を徹底するため、カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていないATMに限って設置を認めることとしてはどうか。

(3) カジノ施設内関連業務の制限について

①. 問題の所在

- 依存症予防等の観点からカジノ施設への厳格な入場管理を行うことを踏まえると、カジノ施設内では、原則として、カジノ行為以外の営業により顧客をカジノ施設に誘引することを認めるべきではない。他方で、適度な社会的雰囲気の中でカジノ行為を行うことまで抑制する必要は少ないことから、一定の範囲で、カジノ行為以外の営業を認めてもよいのではないか。

<これまでの議論>

附帯決議

- ・「…各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

- 我が国のカジノ施設が想定する入場管理（入退場ゲートを設けた上で行う本人確認・入場規制）が行われているシンガポールでは、カジノ施設内に飲食スペース等を設け、①飲食物等の提供、②ショー・生演奏を行うことが認められている。

※ なお、我が国の公営競技では、例えば、競馬場において競馬以外の行為が行われることについて規制はなく、実際に飲食店が設けられている。

③. 今後の議論の方向性

- 厳格な入場管理の徹底やカジノ事業の健全な運営の確保の観点から、事業者がカジノ施設内でカジノ行為の実施以外に行うことができる営業は、当該事業者のみが行えることとする。また、その内容については、善良な風俗の保持等の観点から、風俗営業適正化法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等としてはどうか。

※風俗営業適正化法の「接待」： 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと

(1) 内部管理体制の整備義務（カジノ事業以外の I R 事業を含む。）について

①. 問題の所在

- カジノ事業の実施は特権的な性格を有することから、カジノ事業免許を受けた I R 事業者には高い規範と責任、廉潔性が求められるとともに、その事業活動は厳格な規制に服するものである。事業活動に関する個々の規制の確実な実施のほか、高い規範意識に基づくカジノ事業活動の実施を徹底するためには、事業者の内部管理体制を整備する必要があるのではないか。

【これまでの議論】

附帯決議

- ・「カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。」（第7項）
- ・「犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

	シンガポール	米国ネバダ州
1. 財務諸表の作成及び外部監査の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者はカジノに関する財務諸表等を作成し、当局によって承認された者の監査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間総収入100万ドル以上の非制限免許保持者は、財務諸表の作成及び管理局への提出の義務がある。 ・年間総収入約600万ドル以上の非制限免許保持者は、財務諸表を監査する独立会計士を雇う義務がある。
2. 内部統制システムの構築及びその実施に関する報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者は、規定された内部統制要件を満たすカジノ事業の内部統制システムを構築し、実施する。 ・当局は、カジノ運営者に対して、カジノ運営の内部統制システムに関するあらゆる事項を提出するよう求めることができる。 ・カジノ事業者は、承認を受けた内部統制システム又はその一部が実施されることを確保し、監査報告書、カジノ事業に関する報告書等を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許保持者は、経営上及び会計上の詳細な手続について、書面で内部統制システムに記述し、その写しを管理局に提出する。 ・免許保持者は、事業年度終了後150日までに、内部統制システムに直接関係する会計士の報告書又はその他書簡の写しを管理局に提出し、会計士が注記した不遵守の各項目に対する取組及び講じられた是正措置を記述した報告書を添付する。
3. カジノ事業の運営実施に係る内部規程の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・当局が制定した、「カジノ運営事業者に係る内部統制規範（Internal Controls Code for Casino Operators）」に準拠すべきことが規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ運営を行う場合には管理局が策定した、最低限遵守すべき内部統制基準「MICS（Minimum Internal Control Standard）」に準拠する必要がある。 ・MICSでは、主にカジノ場内でのチップの現金化、クレジット設定（適正な財務・会計処理の確保）や各ゲーミングの運営方法・監視方法（ゲーミングの公正性の確保）等を記載している。

③. 今後の議論の方向性

I I R 事業全体の業務の適正を確保するための内部管理体制の整備

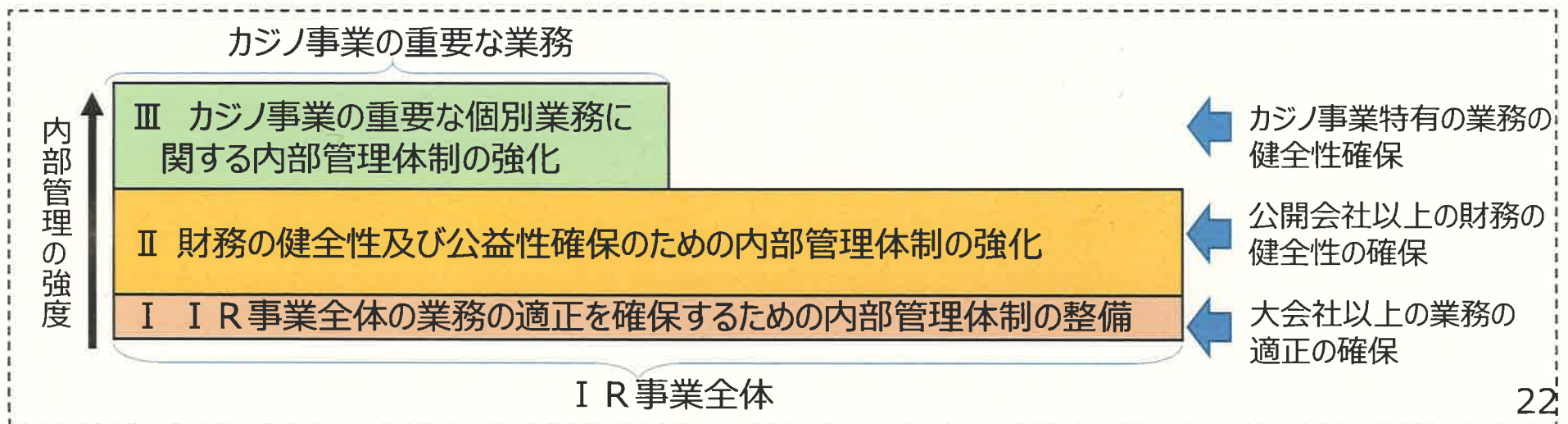
- カジノ事業を含む I R 事業全体の業務の適正を確保するため、I R 事業者には内部管理体制の整備（I R 事業全体の実施に係る規程の策定等）を義務付け、かつ、カジノ事業免許の審査対象等としてはどうか。
- 更に、I R 事業の業務を監査する者を必置とし、この者による業務監査の実施等を義務付けることとしてはどうか。

II 財務の健全性及び公益性確保のための内部管理体制の強化

- I R 事業の財務健全性及び公益性を確保するため、I R 事業者には、I R 事業内の収益還元が確認できるような事業ごとの区分経理の実施を義務付けるとともに、財務報告書及び財務報告に係る内部統制報告書の作成と認定都道府県等及びカジノ管理委員会への提出等を義務付けてはどうか。

III カジノ事業の重要な個別業務に関する内部管理体制の強化

- 上記に加えて、カジノ行為の実施業務等カジノ事業の重要な個別業務について、業務ごとに健全な運営を確保するため、例えば、各業務における内部管理規程の作成及び従業員の教育訓練、内部管理業務の統括管理及び監査を行う者の選任等を含む内部管理体制の整備を義務付けてはどうか。



【参考】我が国における例

○事業の実施に係る規程の法令適合性を行政機関が審査する例

・ **信託業法（平成16年法律第154号）**

第五条 内閣総理大臣は、第三条の免許の申請があった場合においては、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分なものであること。

○業務監査の実施及び監査報告の作成を義務付ける例

・ **会社法（平成17年法律第86号）**

第三百八十一条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

○内部統制報告書の作成及び提出を義務付ける例

・ **金融商品取引法（昭和23年法律第25号）**

第二十四条の四の四（略）有価証券報告書を提出しなければならない会社（中略）のうち、（中略）有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書（中略）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

【参考】我が国における例

○内部規程及び職員教育等の内部管理体制の整備を義務付ける例

・ **銀行法（昭和56年法律第59号）**

第十二条の二

2 （略）銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

・ **銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）**

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（中略）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(2) 約款の認可について

①. 問題の所在

- カジノ事業において、事業者は顧客との間で、カジノ行為の実施のほか、カジノ施設への入場管理、金融サービス、コンプサービスの提供等の多様な業務を行っている。
- 顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するためには、個々の業務について厳格な規制を行うことに加えて、事業者の適切な自主的取組も重要である。その上で、事業者と顧客との間で、これらの規制及び自主的な取組が確実に行われるためには、事業者と顧客との間のルールの在り方について一定の規制を行うことが必要ではないか。

【これまでの議論】

推進法

- ・ カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、カジノ施設の入場者等から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項について、政府は必要な措置を講ずる。（第10条第1項第3号）

附帯決議

- ・ 各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築する。（第11項）

②. 今後の議論の方向性

- 顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するため、事業者に対し、カジノ行為の実施のほか、カジノ施設の入場管理、金融サービスの提供など顧客に提供する様々なサービスに関するカジノ施設利用約款を作成し、顧客に明示した上で、サービスを提供することを義務付けるべきではないか。
- カジノ施設利用約款の適切な内容を確保するため、カジノ施設利用約款はカジノ事業免許審査における審査対象等とすべきではないか。

(3) 業務委託の制限について

①. 問題の所在

- カジノ事業では、中核的な業務であるカジノ行為の実施に関する業務だけでなく、金融業務やカジノ施設の保守、警備業務等、さらには飲食物の提供等のカジノ施設内関連業務が行われる。これらの中には、業務の効率性や専門性の観点から、委託を認めてもよい業務があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）」は、カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。（第9条）

附帯決議

- ・ 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点」に特に留意すること。（第1項）
- ・ 政府は必要となる法制上の措置を講じるに当たり、「運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督」の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。（第2項）

②. 諸外国の規制の例：シンガポール

以下の事項等に関しては、**規制対象契約（Controlled Contract）の対象となり、カジノ事業者は、契約締結の少なくとも28日前までに当局に契約の詳細を通知の上、当局が異議を唱えないこと等の要件を満たさなければ契約を締結できない旨を「カジノ規制法」で規定。**

ゲーミング機器関連	ゲーミング機器の維持、修理又は廃棄
金融関連事項	カジノ事業者に対する債権取立てサービスの提供
カジノの安全と監視に関わる事項	安全装置の維持、修理 監視装置の維持、修理

③. 今後の議論の方向性

【基本的な考え方】

- カジノ事業は、公益性を有するIR事業を遂行するために特別に容認されるものであり、厳格な審査を経てカジノ事業免許を受けたIR事業者には、高度な規範・責任が求められる。このため、基本的に委託は禁止すべきであるが、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響と専門性・効率性の要求を勘案し、一部の業務については委託を可能とする。他方、カジノ事業免許の付与に際し厳格な審査を行う趣旨が潜脱されないよう、業務委託契約については認可制とし、厳格な規制を行う。

【カジノ事業の業務委託の範囲】

- カジノ事業の業務のうち、カジノ行為の実施（チップと現金の交換等を含む。）に関する行為やカジノ行為に関する賭け金の受入れ・賭け金の貸付業務等の中核的な業務については、委託を禁止するが、例えば、カジノ関連機器等の保守等の管理業務、顧客の指示を受けて顧客の資金を顧客の預貯金口座に送金する行為、清掃等カジノ施設の管理業務、警備業務等については、専門性や効率性の観点から業務委託の必要性があり、また、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響は少ないと考えられることから、業務委託を可能としてはどうか。

【業務委託の方法】

- カジノ事業の運営業務の一部を委託する場合、カジノ事業の健全な運営の確保の観点から、これらの委託契約を認可制とし、背面調査により委託先の廉潔性を確保するとともに、事業者には、再委託以下の管理を含め委託業務の適切な実施を確保するための措置を義務付けるべきではないか。

(4) 従業者の確認・届出について

①. 問題の所在

- カジノ事業の従業者は、その職種に応じて、カジノ事業に影響を及ぼす者であるとともに、カジノ収益の一部を報酬として受け取る者であることから、一定の規制を行う必要があるのではないか。

【これまでの議論】

推進法

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者は、別に法律で定めるところにより、第11条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない」（第9条）

附帯決議

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設ける」（第7項）

推進法の国会審議の過程

- ・ 推進法案では、カジノ施設関係者はカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない旨規定しているが、このカジノ関係者というのは、経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、あるいはカジノというゲーミング場でサービス提供を行うディーラーその他の従業員、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならないと思っており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要との趣旨の提案者答弁。

②. カジノ事業の従業者の例及び諸外国における規制の例

＜カジノ事業の従業者の例＞

分類	従業者の種類	具体例
(a)	管理職等	マネージャー（ピット（テーブル数台をひとまとめにしたものの呼称）、スロット、ケージ、マーケティング）等
(b)	ゲーミングに直接的又は間接的に関与する者	ディーラー、スロットマシン係員、カジノ関連機器等点検・修理担当者 等
(c)	カジノ事業の会計・管理・監査等に関与する者	キャッシャー、会計責任者、カジノ行為（ゲーミング）等監視担当者、与信担当者、警備員、内部監査担当者 等
(d)	その他カジノ施設に立ち入る者	バーテンダー、調理スタッフ、清掃員 等

※上記(a)～(d)の分類は事務局で行った便宜上のもの

＜諸外国における規制の例＞

	シンガポール	米国ネバダ州
ライセンス等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネージャー業務（ピット、スロット等の各マネージャー等） ・ カジノに係る業務（ディーラー、キャッシャー、会計責任者、監視責任者等） ・ ゲーミング機器等のメンテナンスに関与する技術職 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーミング従業員 <p>例：キャッシャー、ディーラー、ゲーミング装置等の機器の製造、修理、販売又は流通に直接関連している従業員、警備担当者、ピットボス、マネージャー 等</p>
ライセンス等の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された施設、業種についてのみ職務行使可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーミング従業員は、カジノ管理局の登録を受けた場合に限り、当該登録を受けた施設でのみ職務行使可能
ライセンス等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品格、責任、経歴、経済的安定性 ・ 性格、誠実さ及び品格を考慮した評判 ・ 対象業務への適性 	<p>＜ゲーミング従業員登録の異議・停止事由＞</p> <p>（申請書提出により登録自体は一応有効）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事実の不開示、不道德な行為、ゲーミング等に関する犯罪、過去の登録取消歴 等

③. 今後の議論の方向性

【基本的な考え方】

- カジノ事業について特定の重要業務に従事する者については、主として廉潔性に関する事前の適格性審査が必要である。また、それ以外のカジノ施設の従業者についても、相応の適格性を求める必要がある。
- カジノ事業の責任主体は事業者であり、第一義的には、従業者の廉潔性等についても事業者が責任を負うものとし、事業者からの確認の申請等を受け、従業者の業務内容に応じてカジノ管理委員会が必要な審査を行うものとする。

【特定の重要業務の従業者の確認】

例： 管理職、ディーラー、キャッシャー等（分類(a)～(c)）

- カジノ事業の従業者のうち、カジノ行為（ゲーミングの実施）などカジノ事業に重大な影響を及ぼす業務（重要業務）に従事する者については、諸外国の例を参考にして、その職種に応じた厳格な人的要件を設け、その廉潔性を確保すべきではないか。
- 我が国では、日本船舶警備特措法（※）を参考にして、事業者が従業者の廉潔性等を調査し、その要件該当性についてカジノ管理委員会の「確認」を受けた後、従事できることとしてはどうか。
- また、「確認」後、廉潔性等に問題が生じた場合はその「確認」を取り消すこととしてはどうか。

※ 船舶所有者は、その雇用する警備員について要件該当性に係る国土交通大臣の事前の「確認」を受けた後でなければ、小銃を用いた警備に従事させてはならないこととされている。

【その他の業務の従業者の届出】

例： バーテンダー、調理スタッフ、清掃員等（分類(d)）

- カジノ事業の健全な運営の確保の観点からは、重要業務以外の業務に従事する者についても厳格な人的要件を設け、その廉潔性を確保すべきではないか。
- これらの従業者のカジノ事業への影響や行政の負担を考慮し、重要業務以外の業務に従事する者については、事業者が廉潔性を調査し、カジノ管理委員会に届け出ることとしてはどうか。